

津 市 公 報	第 5 6 号
	平成 2 0 年 4 月 2 1 日
	月 曜 日
目 次	
規 則	
津市産業振興センター設置規則	
津市事務分掌規則等の一部を改正する規則	
津市事務分掌規則等の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	
津市美里文化センター内文化ホールに関する規則	
津市白山総合文化センター内しらさぎホールに関する規則	
津市文化振興条例施行規則	
津市体育指導委員に関する規則	
津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則	
津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則	
津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例施行規則	
津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則	
津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
津市公印規則の一部を改正する規則	
津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
津市会計管理者の補助組織設置規則	
津市会計規則の一部を改正する規則	
津市契約規則の一部を改正する規則	
津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	
津市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則	
津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則	
津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
モーターボート競走法第3条に基づく私人委託実施規則	
津市老人福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則	
津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則	
津市モーターボート競走場内食堂施設等の使用に関する規則の一部を改正する規則	
津市モーターボート競走における電話投票の実施に関する規則の一部を改正する規則	
津市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
津市市税条例施行規則の一部を改正する規則	
訓 令	
津市支所及び出張所庶務規程及び津市社会福祉事務所庶務規程の一部を改正する訓	
津市事務分掌規則等の一部を改正する規則等の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令	
津市文書管理規程の一部を改正する訓令	
津市庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令	
津市会計管理者事務専決規程	
津市庁議及び幹部会議に関する規程等の一部を改正する訓令	
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	
告 示	
市長の職務を代理する職員の一部の改正	
固定資産土地価格縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	
津市工事検査要綱の一部を改正する告示	
道路の区域変更	
道路の区域変更	

道路の供用開始
臨時運行許可証及び番号標の無効
固定資産の価格等の決定
要介護認定調査の事務委託
一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率
公示送達
予算の公表
市道路線の廃止
市道路線の認定
道路の区域決定
道路の区域変更
道路の供用開始
公 告
犬の抑留
開発行為に関する工事の完了
宅地開発事業に関する工事の完了
条件付一般競争入札の執行
津市農用地利用集積計画
犬の抑留
犬の抑留
教育委員会規則
津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則
教育委員会訓令
津市教育委員会事務局庶務規程の一部を改正する訓令
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程
選挙管理委員会告示
農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程
選挙人名簿からの抹消
監査委員告示
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程
消防本部訓令
津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令
水道事業管理者規程
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程
水道局告示
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の再開
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止
議会規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

農業委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

公平委員会規則

津市公平委員会規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市産業振興センター設置規則をここに公布する。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 1 5 号

津市産業振興センター設置規則

(設置)

第 1 条 本市の区域内の中小企業等に対する研究開発、人材育成及び新事業創出に係る支援等を行うため、産業振興センター（以下「センター」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

中小企業等に係る情報の収集及び提供に関すること。

中小企業等に係る相談に関すること。

中小企業等に係る研究開発及び人材育成に関すること。

地域資源等を活用した産業の活性化等に関すること。

前各号に掲げる事業のほか、市長が必要と認める中小企業等に係る支援に関すること。

(職員)

第 3 条 センターに所長その他相談員等必要な職員を置く。

2 所長には、産業政策振興課産業振興センター担当副参事の職にある者をもって充てる。

3 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 その他の職員は、上司の命を受けてセンターの事務を処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 16 号

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(津市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 津市事務分掌規則(平成 18 年津市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「市長公室及び防災危機管理室」を「防災危機管理室及びスポーツ・文化振興室」に改め、「(防災危機管理室にあっては、担当に限る。)」を削り、同項第 1 号中「市長公室」を「政策財務部」に改め、同号の表中

「行政経営課	行政経営担当	
人事課	人事担当 研修担当 給与厚生担当」	を
「財政課	財政担当	
市民税課	税政担当 諸税担当 市民税担当	
資産税課	家屋担当 土地担当	に、「検査担
収税課	整理担当 徴収担当 滞納整理担当	
財産管理課	財産管理担当	」

当」を「検査担当 公共事業調整担当」に改め、同項第 2 号の表を次のように改める。

防災危機管理課 危機管理担当 災害対策担当

第 2 条第 1 項第 3 号の表中「総務議事担当 文書管理担当 情報公開担当 統計担当」を「総務議事統計担当 文書・公開担当」に、

「広報広聴課 広報担当 広聴担当」を

「行政経営課 行政経営担当

人事課 人事政策担当 研修担当 給与厚生担当 に改め、

調達契約課 物品調達契約担当 工事契約担当」

同項第 4 号を削り、同項第 5 号の表中「生活相談担当」を「広聴相談担当」に改め、「国際・国内交流担当」を削り、同号を同項第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

スポーツ・文化振興室

スポーツ振興課 企画管理担当 スポーツ振興担当

文化振興課 文化振興担当

第2条第1項第7号の表中「福祉管理課」を「福祉政策課」に改め、「子育て支援担当」を削り、

「高齢・障がい福祉課 高齢福祉担当 障がい福祉担当」を

「高齢福祉課 高齢福祉担当
障がい福祉課 障がい福祉担当」に改め、同項第8号の表中

「商工労政課 企画管理担当 商工業振興担当
企業立地課 企業立地担当」を

「産業政策振興課 企画管理担当 工業振興担当 企業立地担当
商業労政振興課 労政担当 商業振興担当」に改

め、同項第9号の表中「農林水産課」を「農林水産政策課」に、「事業計画担当 基盤整備担当」を「基盤整備計画担当」に改め、同項第11号の表中

「都市管理課 企画管理担当 交通政策担当 港湾・海上アクセス担当」を削り、

「都市計画課 都市計画担当 都市整備担当 景観担当」を

「都市計画課 企画管理担当 都市計画担当 景観・緑化推進担当
都市整備課 都市整備担当 新都心軸整備担当
交通政策課 交通政策担当 海上アクセス担当」

に改め、「公園緑地課 公園担当 緑化推進担当」を削り、同項第12号の表中「建設管理課」を「建設政策課」に、

「道路建設課 用地担当 道路担当 街路担当
道路維持課 道路維持担当 水路維持担当 補修担当」を

「建設維持課 用地担当 道路担当 公園担当 河川担当」に改め、

同項第13号の表中「下水道管理課 経営管理担当 下水道業務担当
負担金・使用料担当」を「下水道政策課 企画管理担当 経営計画

担当 業務担当」に、「建設担当」を「建設担当 維持担当」に、「維持担当」を「下水処理場担当」に改め、「河川課 河川担当 砂防

・急傾斜地担当」を削り、同条第2項中「都市計画部」を「建設部」に改め、同項の表中

「久居工事事務所 管理担当 建設担当 下水道担当」を

「津北工事事務所 管理担当 建設維持担当 補修担当
津南工事事務所 管理担当 建設維持担当 補修担当」に改め、同条第 3
項第 1 号を次のように改める。

政策財務部政策課

地域振興室 地域振興担当

広報室 広報担当

第 2 条第 3 項第 2 号の表中「地域振興室 地域振興担当」を「法
務室 法務担当」に改め、同項第 8 号中「建設部建設管理課」
を「建設部建設政策課」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号を同項
第 8 号とし、同項第 6 号中「農林水産部農林水産課」を「農林水産部農林水
産政策課」に改め、同号の表中

「水産振興室 水産振興担当 を

林業振興室 林業振興担当」

「林業振興室 林業振興担当 に改め、同号を同項第 7 号とし、同
水産振興室 水産振興担当」

項第 5 号を削り、同項第 4 号の表中「老人医療費担当」を「後期高齢者医療
担当」に改め、同号を同項第 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

健康福祉部こども家庭課

こども総合支援室 こども総合支援担当

第 2 条第 3 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

市民部市民交流課

国際・国内交流室 国際・国内交流担当 多文化共生担当

第 3 条第 1 項中「防災危機管理室及び」を削り、同条第 2 項中「久居工事事
務所」を「工事事務所」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「市長公室長及び防災危機管理室長」を「防災危機
管理室長及びスポーツ・文化振興室長」に改め、同項第 3 号中「又は担当副
参事（防災危機管理室に限る。）」を削り、同条第 2 項中「久居工事事務所」
を「工事事務所」に改め、同条第 4 項中「市長公室東京事務所」を「政策財
務部東京事務所」に改め、同条第 6 項中「防災危機管理室、久居工事事務所」
を「工事事務所」に改め、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1
号の次に次の 1 号を加える。

企画員

第 5 条第 1 項第 3 号中「又は担当副参事」及び「又は担当（防災危機管理

室に限る。）」を削り、同項第４号中「又は担当副参事」を削り、同条第２項第１号中「久居工事事務所」を「工事事務所」に改め、同条第８項を同条第９項とし、同条第７項中「前条第６項第３号」を「前条第６項第４号」に改め、同項を同条第８項とし、同条第６項中「前条第６項第２号」を「前条第６項第３号」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項の次に次の１項を加える。

６ 前条第６項第２号に規定する企画員は、部内の業務の企画及び立案並びに部所管業務に関連する部内外との横断的な調整を行う。

第６条中「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に、「、室長及び担当副参事（防災危機管理室長に限る。）」を「及び室長」に改める。

第８条中「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改める。

第９条第２項中「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に、「久居工事事務所」を「工事事務所」に改める。

別表第１市長公室の表から総務部の表までを次のように改める。

政策財務部

課	担当	分掌事務
秘書課	秘書担当	秘書及び渉外に関すること。 儀式及び表彰に関すること。 三重県自治会館組合との連絡調整に関すること。 市長会に関すること。 課の庶務に関すること。
政策課	政策担当	市政の政策に関すること。 市政の総合企画、総合調整その他重要事項に関すること。 総合計画に関すること。 国土利用計画に係る総合調整に関すること。 自治の基本に係る条例に関すること。 庁議及び幹部会議に関すること。 地方拠点都市地域に関すること。 東京事務所との連絡調整に関すること。 政策調整会議の総括に関すること。

		新市まちづくり計画に関すること。 防衛施設周辺の生活環境の整備等に係る防衛施設庁等との調整に関すること。 ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに係る総合調整に関すること。 他の所管に属しない新規施策の調整等に関すること。 津市公平委員会に関すること。 部の業務に係る企画の総括及び総合調整に関すること。 部に係る予算の調製及び東京事務所に係る予算執行に関すること。 部及び課（地域振興室及び広報室を含む。）の庶務に関すること。
東京事務所	渉外担当	国等の行政機関その他各種団体等との連絡に関すること。 市政に係る情報及び資料の収集、発信及び調査等に関すること。 首都圏における企業の誘致に関すること。 物産及び観光の紹介等に関すること。 所の庶務に関すること。
財政課	財政担当	財政の総合調整に関すること。 財政計画に関すること。 財政の考査に関すること。 財政状況の公表に関すること。 公債費に関すること。 基金に関すること。 補助金等の交付の総括に関すること。 予算の編成及び予算執行の指導統制に関すること。 地方交付税に関すること。 決算統計に関すること。

		起債に關すること。 課の庶務に關すること。
市民税課	税政担当	税事務の総括に關すること。 税務政策の企画及び調査に關すること。 市民税課、資産税課及び収税課の予算の調製及び経理に關すること。 課の庶務に關すること。
	諸税担当	法人等の市民税及び軽自動車税の賦課及び減免に關すること。 市たばこ税、鉦産税及び入湯税に關すること。 自動車重量譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金に關すること。 国有提供施設等所在市町村助成交付金に關すること。 原動機付自転車等の標識に關すること。 自動車の臨時運行に關すること。
	市民税担当	個人の市民税及び県民税の賦課に關すること。 個人の市民税及び県民税の減免に關すること。 個人の市民税及び県民税の課税台帳の管理に關すること。 個人の市民税及び県民税に係る証明に關すること。
資産税課	家屋担当	家屋の固定資産税及び都市計画税に係る評価及び賦課に關すること。 家屋の評価に係る基準に關すること。 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減

		免に關すること。 家屋に係る固定資産課税台帳及び名寄帳の管理に關すること。 家屋に係る固定資産税の証明に關すること。 家屋に係る国有資産等所在市町村交付金に關すること。 償却資産に係る固定資産税の評価及び賦課に關すること。 償却資産に係る固定資産税の減免に關すること。 償却資産に係る固定資産課税台帳の管理に關すること。 償却資産に係る固定資産税の証明に關すること。 課の庶務に關すること。
	土地担当	土地の固定資産税及び都市計画税に係る評価及び賦課に關すること。 土地の評価に係る基準に關すること。 土地に係る固定資産税及び都市計画税の減免に關すること。 土地に係る固定資産課税台帳及び名寄帳の管理に關すること。 特別土地保有税に關すること。 土地に係る固定資産税の証明に關すること。 土地に係る国有資産等所在市町村交付金に關すること。
収税課	整理担当	市税の納付相談に關すること。 市税の収納整理に關すること。 市税の督促に關すること。 市税の過誤納金の還付及び充当に關すること。 市税の納税に係る証明に關すること。

		納付書及び納入書の再発行に関すること。 県民税の払い込みに関すること。 納税意識の向上に係る啓発及び市税の収納方法に関すること。 課の庶務に関すること。
	徴収担当	市税の滞納整理に関すること。 市税の徴収猶予及び納付誓約の履行管理に関すること。 市税の差押処分に関すること。 市税の欠損処分に関すること。
	滞納整理担当	高額・累積滞納者に係る市税の滞納整理に関すること。 市税に係る差押処分及び公売に関すること。 市税の交付要求に関すること。 三重地方税管理回収機構との滞納整理に係る調整に関すること。
財産管理課	財産管理担当	市有財産の総括管理に関すること。 普通財産の取得、管理及び処分に係る総合調整に関すること。 市有財産の損害保険に関すること。 未登記の市有財産の指導助言に関すること。 登記事務の指導助言に関すること。 公共施設の資産管理に関すること。 外郭団体への出資・出捐の総括に関すること。 物品の不用決定に関すること。 津市土地開発公社との連絡調整に関すること。 財産区の総合調整に関すること。 庁舎管理の総括に関すること。 本庁舎及びその附属施設の管理に関すること。

		車両管理の総括に関すること。 車両の損害保険に関すること。 集中管理車両の管理及び配車に関すること。 車両の運行に係る事故防止対策に関すること。 課の庶務に関すること。
検査課	検査担当	工事（設計金額が１３０万円を上回る工事及び当初の設計金額が５００万円以上の修繕（物品の修繕を除く。）をいう。）の検査の実施並びに手直しに係る命令及び指示に関すること。 工事の適正かつ円滑な履行に係る確認及び指導助言に関すること。 その他工事の検査に関すること。 課の庶務に関すること。
	公共事業調整担当	工事の設計基準に係る調査研究に関すること。 工事に係る技術指導及び統括的な調整に関すること。 設計積算システムの管理及び運用に関すること。 施工技術の向上に関すること。

防災危機管理室

課	担当	分掌事務
防災危機管理課	危機管理担当	危機管理（災害、事故又は事件等による緊急の事態への対処をいう。以下この表において同じ。）に係る事務の調整及び指導に関すること。 武力攻撃事態等への対処に係る事務の調整に関すること。 国民の保護に関する計画に関すること。 危機管理に係る訓練の企画及び実施に係る

		調整に關すること。 室の業務に係る企画の總括及び總合調整に關すること。 室に係る予算の調製に關すること。 室及び課の庶務に關すること。
	災害対策担当	災害対策に係る計画及び実施の調整及び指導に關すること。 防災行政の企画及び調整に關すること。 津市防災會議に關すること。 地域防災計画に關すること。 津市災害対策本部に關すること。 防災訓練の企画及び実施に係る調整に關すること。 防災行政無線等による防災情報の通信に關すること。 防災に係る關係機關等との連絡調整に關すること。 住宅に係る耐震診断及び耐震補強の推進に關すること。

總務部

課	担当	分掌事務
總務課	總務議事統計担当	行政資料の収集及び整理に關すること。 市史編さんに係る總括に關すること。 本市の名称、廢置分合及び行政界變更に關すること。 市章に關すること。 住居表示に關すること。 町及び字の区域及び名称に關すること。 議會に關すること。 津市選挙管理委員會との連絡調整に關すること。 津市監査委員との連絡調整に關すること。 津市教育委員會との連絡調整に關すること。

		地方公営企業との連絡調整に関すること。 決算事務に係る会計管理者との連絡調整に関すること。 当直に関すること。 総務事務の総括に関すること。 指定統計等の調査及び分析に関すること。 各種統計資料の収集及び整理に関すること。 統計調査員に関すること。 その他統計に関すること。 部の業務に係る企画の総括及び総合調整に関すること。 部に係る予算の調製に関すること。 (21) 部及び課（法務室を含む。）の庶務に関すること。
	文書・公開担当	文書の管理に関すること。 文書事務の指導に関すること。 文書の収受及び発送に関すること。 公印の管理に関すること。 津市公報の発行等に関すること。 津市条規類集の編さんに関すること。 公告式及び公文例に関すること。 情報公開に係る総括に関すること。 個人情報の保護に係る総括に関すること。
行政経営課	行政経営担当	行政の文化化に係る総合調整に関すること。 行政組織に関すること。 事務の分掌及び職務権限に関すること。 行財政改革の推進及び総括に関すること。 行政の効率化に関すること。 地方分権の推進に関すること。 権限移譲に係る総括に関すること。 組織の活性化に関すること。 事務引継の総括に関すること。

		課の庶務に関すること。
人事課	人事政策担当	任免、賞罰その他身分に関すること。 職員の定数及び配置に関すること。 公務災害補償等に関すること。 委員会の委員又は委員等の任免、報酬等の総括に関すること。 臨時職員又は常勤を要しない職員の総括に関すること。 職員の服務に関すること。 課の庶務に関すること。
	研修担当	職員研修の企画及び実施に関すること。 職場研修及び自主研修に係る指導助言及び援助に関すること。 研修技術の調査研究及び資料の収集に関すること。 その他職員研修に関すること。
	給与厚生担当	給与に関すること。 退職料及び遺族扶助料に関すること。 職員の児童手当の支給に関すること（教育委員会事務部局の職員及び水道局職員に係るものについては総括に関する事務に限る。）。 三重県市町村職員共済組合との連絡調整に関すること。 職員等の旅費に係る総括に関すること。 職員の安全衛生管理に関すること。 津市職員共済組合に関すること。 その他職員の福利厚生に関すること。
調達契約課	物品調達契約担当	物品売買、賃借又は業務委託等（以下この表において「物件等」という。）の契約に係る指導及び総合調整に関すること。 物件等に係る業者の入札参加資格の審査及び名簿作成に関すること。

		物品の調達及び修繕に関すること。 物品に係る業者の指名、入札その他の契約に関すること。 物品の規格及び標準単価表の作成に関すること。 物品の出納通知に関すること。 不用物品の処分に関すること。 課の庶務に関すること。
	工事契約 担当	工事又は製造の請負等（以下この表において「建設工事等」という。）の請負契約に係る指導及び総合調整に関すること。 建設工事等に係る業者の入札参加資格の審査及び名簿作成に関すること。 建設工事等入札参加資格審査委員会及び入札等監視委員会に関すること。 建設工事等に係る業者の指名、入札その他の契約に関すること。 建設工事等に係る発注見通し、入札及び契約の情報の公表に関すること。
情報企画 課	情報企画 担当	行政及び地域の情報化に係る企画及び調整に関すること。 行政情報システムの開発に関すること。 電子自治体の構築に関すること。 課の庶務に関すること。
	情報システム運用 担当	行政情報システムの管理、指導及び評価に関すること。 情報通信基盤の整備及び管理に関すること。 津市地域情報センター等に関すること。 情報セキュリティに関すること。

別表第 1 財務部の表を削る。

別表第 1 市民部の表市民交流課の部企画管理担当の項中「課」の次に「（国際・国内交流室を含む。）」を加え、同部生活相談担当の項を次のように改める。

広聴相談 担当	市民相談に関すること。 住民意識調査及び広聴に関すること。 陳情、要望等の受付及び調整に関すること。 パブリック・コメントの総括に関すること。 消費生活に関すること。 消費者相談に関すること。 計量法（平成４年法律第５１号）に基づく事務に関すること。 津市計量検査所の管理に関すること。
------------	---

別表第１市民部の表市民交流課の部国際・国内交流担当の項を削り、同表の次に次の表を加える。

スポーツ・文化振興室

課	担当	分掌事務
スポーツ 振興課	企画管理 担当	室の業務に係る企画の総括及び総合調整に関すること。 室に係る予算の調製に関すること。 室及び課の庶務に関すること。
	スポーツ 振興担当	スポーツ・レクリエーションの施策の総合調整に関すること。 スポーツ・レクリエーションの振興に関すること。 スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりの推進に関すること。 体育指導委員に関すること。 運動施設の設置に係る計画に関すること。 スポーツ・レクリエーション事業の計画及び運営に関すること。 スポーツ・レクリエーション関係団体の育成指導に関すること。 学校体育施設開放事業に関すること。 運動施設の維持管理の総合調整に関すること。

		運動施設の使用に関すること。 運動施設の整備に関すること。
文化振興課	文化振興担当	文化施策の総合調整に関すること。 芸術及び文化の振興に関すること。 文化関係団体の育成に関すること。 津市文化振興審議会に関すること。 文化施設の管理及び整備に関すること。 課の庶務に関すること。

別表第 1 環境部の表環境保全課の部環境衛生担当の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

別表第 1 健康福祉部の表福祉管理課の部中「福祉管理課」を「福祉政策課」に改め、同表こども家庭課の部保育担当の項中「児童福祉法」の次に「（昭和 22 年法律第 164 号）」を、「課」の次に「（こども総合支援室を含む。）」を加え、同部児童母子担当の項中「第 56 条第 2 項」を「第 56 条第 2 項の規定」に改め、同部子育て支援担当の項を削り、同表高齢・障がい福祉課の部を次のように改める。

高齢福祉課	高齢福祉担当	高齢福祉に係る計画及び調整に関すること。 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号） 第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条の規定に基づく費用の徴収に関すること。 老人福祉施設の設置、管理、運営等に関すること。 高齢者の生活支援に関すること。 家族介護支援に関すること。 在宅介護支援センター事業に関すること。 敬老に係る事業に関すること。 高齢者の生きがい対策に関すること。 その他高齢福祉に関すること。 課の庶務に関すること。
-------	--------	---

別表第 1 健康福祉部の表高齢福祉課の部の次に次のように加える。

障がい福祉課	障がい福祉担当	障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく福祉に関すること。
--------	---------	---

		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に基づく福祉に関すること。 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第３８条第１項及び知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第２７条並びに児童福祉法第５６条第２項（助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）の規定に基づく費用の徴収に関すること。 身体障害者（児）福祉施設、精神障害者社会復帰施設及び知的障害者（児）福祉施設の設置、管理、運営等に関すること。 精神障害者保健福祉手帳に関すること。 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、重度心身障害者等介護手当及び心身障害児福祉年金に関すること。 難病患者等に係る居宅生活支援に関すること。 障害者小規模作業所に係る設置及び運営費の補助に関すること。 その他身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者の福祉に関すること。 課の庶務に関すること。
--	--	---

別表第１健康福祉部の表援護課の部援護担当の項中「津市被保護世帯特別援護事業」を「被保護世帯特別援護事業」に改め、同表介護保険課の部認定審査担当の項中「不服申し立て」を「不服申立て」に改め、同表保険年金課の部納付指導担当の項各号中「国民健康保険料」の次に「及び後期高齢者医療保険料」を加える。

別表第１商工観光部の表を次のように改める。

商工観光部

課	担当	分掌事務
産業政策	企画管理	産業振興政策の企画及び推進に関すること。

振興課	担当	商工業及び観光による地域振興の企画に 関すること。 産業調査等に関すること。 産業振興センターに関すること。 営業証明に関すること。 部の業務に係る企画の総括及び総合調整に 関すること。 部に係る予算の調製に関すること。 部及び課の庶務に関すること。
	工業振興 担当	工業の振興施策の計画及び調整に関するこ と。 工業の振興に関すること。 各種工業関係団体に関すること。 創業及び起業の支援に関すること。 新産業の振興に関すること。 工業団地等に関すること。
	企業立地 担当	企業の誘致及び立地に関すること。
商業労政 振興課	労政担当	中小企業等の労務改善対策に関すること。 勤労者福祉に係る対策その他労政事務に関 すること。 サン・ワーク津に関すること。 津市労働会館に関すること。 勤労青少年対策事業に関すること。 市営駐車場に関すること。 課の庶務に関すること。
	商業振興 担当	商業の振興施策の計画及び調整に関するこ と。 商業の振興に関すること。 商工業に係る融資に関すること。 各種商業関係団体に関すること。 物産の振興に関すること。

		商店街振興組合の設立に係る許可等に関する こと。 大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第 ９１号）に関する こと。 中心市街地の商業の活性化に関する こと。 タウンマネジメント機関等との連絡調整 に関する こと。 中心市街地活性化関連施設に関する こと。
観光振興課	観光管理 担当	観光の振興施策の計画及び調整に関する こと。 観光に係る情報発信・収集に関する こと。 観光関係団体に関する こと。 観光施設に関する こと。 課の庶務に関する こと。
	観光事業 担当	観光事業に係る企画及び調整に関する こと。 観光事業の実施に関する こと。 観光客の集客に関する こと。

別表第１農林水産部の表農林水産課の部中「農林水産課」を「農林水産政策課」に改め、同部企画管理担当の項第４号中「水産振興室及び林業振興室」を「林業振興室及び水産振興室」に改め、同表農業基盤整備課の部を次のように改める。

農業基盤 整備課	基盤整備 計画担当	土地改良事業に関する こと。 土地改良団体に関する こと。 農業用施設等の整備計画に関する こと。 農業集落排水処理施設使用料に関する こと。 広域農道に関する こと。 農業用施設等に係る工事の設計及び施行に 関する こと。 農業用施設等の災害復旧工事に関する こと。 農業集落排水施設の整備及び維持管理に 関する こと。 その他農業用公共施設の管理に関する こと。
-------------	--------------	--

		農道、ため池及び農業用施設に係る台帳の整備に関すること。 課の庶務に関すること。
--	--	--

別表第 1 都市計画部の表都市管理課の部及び都市計画課の部を次のように改める。

都市計画課	企画管理担当	建設部門等にかかわる関係部局との調整に係る総括に関すること。 部の業務に係る企画の総括及び総合調整に関すること。 部に係る予算の調製及び執行に関すること。 部及び課（開発指導室を含む。）の庶務に関すること。
	都市計画担当	都市計画に関する基本的な方針に関すること。 都市計画区域、指定区域等の指定に関すること。 都市計画の決定及び変更に関すること。 津市都市計画審議会に関すること。 住宅施策（公営住宅を除く。）に関すること。 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）等による土地政策に関すること。 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に基づく届出等に関すること。
	景観・緑化推進担当	都市景観に関すること。 三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）の施行に関すること（広告物（はり紙、はり札等、立看板等及び広告旗に限る。）の除却を除く。）。 緑化施策の総合企画及び総合調整に関すること。

		緑化意識の普及に関すること。 緑の基本計画に関すること。
都市整備課	都市整備担当	市街地再開発事業に係る促進及び調整に関すること。 土地区画整理事業に係る促進及び調整に関すること。 その他市街地整備事業に関すること。 中心市街地のまちづくりに関すること（商業の活性化に関することを除く。）。 中心市街地の活性化に係る施策の調整に関すること。 港湾計画に関すること。 課の庶務に関すること。
	新都心軸整備担当	新都心軸（津なぎさまちから津インターチェンジ周辺まで）のまちづくりに関すること。 「レッ津！夢みなと」プランの推進に関すること。

別表第 1 都市計画部の表都市整備課の部の次に次のように加える。

交通政策課	交通政策担当	交通政策に係る調査及び計画に関すること。 交通関係機関との連絡調整に関すること。 公共交通事業及び公共交通に係る総合調整に関すること。 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に係る基本構想に関すること。 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）に基づく建築物における駐車施設その他駐車場に関すること。 課の庶務に関すること。
	海上アクセス担当	中部国際空港への海上アクセスに関すること。 津市伊勢湾ヘリポートに関すること。

		津なぎさまち内旅客船ターミナルに関する こと。
--	--	----------------------------

別表第 1 都市計画部の表公園緑地課の部を削る。

別表第 1 建設部の表建設管理課の部及び道路建設課の部を次のように改める。

建設政策 課	企画管理 担当	建設工事等にかかわる関係部局との調整に係る総括に関すること。 委託工事の設計及び施行の分担に係る総合調整に関すること。 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出等（土木工事に限る。）に関すること。 部の業務に係る企画の総括及び総合調整に関すること。 部に係る予算の調製及び執行並びに経理に関すること。 部及び課（事業調整室を含む。）の庶務に関すること。
	調査担当	道路、公園、水路及び河川と民有地との境界立会いの受付に関すること。 道路に係る路線の認定、廃止及び変更に関すること。 道路、公園、水路及び河川の占用許可及び占用料の徴収に関すること。 道路、公園、水路及び河川の用地の財産処分及び寄附取得に関すること。 道路等の台帳整備に関すること。 地籍調査に関すること。 法定外公共物の譲与に関すること。
建設維持 課	用地担当	道路及び橋りょうの新設、改良等に伴う用地取得等の推進及び総括に関すること。 課の庶務に関すること。

道路担当	道路及び橋りょうの新設、改良及び舗装に係る工事の推進及び総括に関する事。 道路及び橋りょうの新設、改良及び舗装に係る起債及び補助申請に関する事。 道路整備計画の策定及び進行管理に関する事。 都市計画事業における街路事業の調査及び計画に関する事。 都市計画事業における街路事業に係る工事の推進及び総括に関する事。
公園担当	都市計画事業における公園に係る事業等の調査及び計画に関する事。 公園緑地事業に係る工事の推進及び総括に関する事。 公園緑地の維持管理に関する事。 公園緑地の使用等に係る許可及び使用料の徴収に関する事。 公園台帳の整備及び保管に関する事。 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく公園等の整備に係る事前協議、完了検査等に関する事。
河川担当	河川の調査及び計画に関する事。 準用河川等の維持管理に関する事。 準用河川に係る工事の推進及び総括に関する事。 準用河川と民有地との境界に関する事。 河川台帳に関する事。 国土交通大臣及び三重県知事の管理による河川に係る連絡調整に関する事。 調整池の維持管理に関する事。 災害復旧事業に係る関係機関との連絡調整に関する事。 砂防事業に係る調査、調整等に関する事。

		急傾斜地崩壊防止対策事業に係る調査、調整等に関する事。 地すべり防止区域内制限行為に係る調査、調整等に関する事。 遭難船舶に係る救護並びに漂流物及び沈没品に関する事。 海岸整備事業に関する事。 その他海岸に関する事。
--	--	---

別表第 1 建設部の表道路維持課の部を削る。

別表第 1 下水道部の表を次のように改める。

下水道部

課	担当	分掌事務
下水道政策課	企画管理担当	部の業務に係る企画の総括及び総合調整に関する事。 部に係る予算の調製及び執行に関する事。 部及び課の庶務に関する事。
	経営計画担当	下水道事業に係る調査及び計画に関する事。 総合的な都市排水に係る調査及び計画に関する事。 流域下水道事業の総合調整に関する事。 下水道事業の経営に関する事。 下水道事業に係る企業会計への移行の準備に関する事。
	業務担当	公共下水道の供用開始に関する事。 排水設備の普及、指導及び検査に関する事。 下水道排水設備指定工事店に関する事。 水洗便所改造資金の融資あっせん及び助成等に関する事。 下水道普及向上預金に関する事。 特定事業場に関する事。

		公共下水道使用者の指導及び公共下水道の使用に係る啓発に関すること。 水質規制に関すること。 公共下水道事業受益者負担金に関すること。 下水道使用料に関すること。 加入金に関すること。
下水道建設課	建設担当	下水道の建設工事の設計及び施行に関すること。 私道への公共下水道設置に関すること。 下水道建設工事に係る公共ます等の設置に関すること。 課の庶務に関すること。
	維持担当	下水道管渠等（都市下水路を含む。）に係る維持工事の設計及び施行に関すること。 下水道管渠等（都市下水路を含む。）の維持管理に関すること。 既設污水管への公共ます等の設置に関すること。 下水道台帳に関すること。
	都市下水路担当	都市下水路工事の設計及び施行に関すること。
下水道施設課	施設担当	ポンプ施設及び附帯施設に係る設備工事の設計及び施行に関すること。 ポンプ施設及び附帯施設の維持管理に関すること。 課の庶務に関すること。
	下水処理場担当	終末処理場に係る設備工事の設計及び施行に関すること。 終末処理場の維持管理に関すること。 南部産業廃棄物最終処分場の管理に関すること。

別表第 2 都市計画部の表を次のように改める。

建設部

所	担当	分掌事務
津北工事事務所 津南工事事務所	管理担当	所管区域（津北工事事務所にあつては河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所及び安濃総合支所の所管区域並びに総合支所所管区域を除いた相川以北の区域、津南工事事務所にあつては久居総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の所管区域並びに総合支所所管区域を除いた相川以南の区域をいう。以下この表において同じ。）における土木工事の施行に係る調整に関すること。 所管区域における土木工事に係る予算の見積りに関すること。 工事事務所の庶務に関すること。
	建設維持担当	所管区域における道路、公園等に係る新設改良工事に関すること。 所管区域における道路、公園等に係る維持補修工事に関すること。 その他所管区域における依頼による土木工事（下水道、河川等に係るものを除く。）に関すること。 道路及び橋りょう並びにこれらの附属工作物の管理に関すること。 交通安全施設の計画、調整及び管理に関すること。 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく道路の整備に係る事前協議、完了検査等に関すること。 水路の維持管理に関すること。 水路の補修工事の設計及び施行に関すること。
	補修担当	道路の維持及び施設の小修繕に関すること。

		公園緑地、都市下水路及び下水道の管渠の維持管理に係る作業に関する事。 下水道ポンプ施設、排水施設及び排水路の清掃作業に関する事。 三重県屋外広告物条例に基づく広告物（はり紙、はり札、立看板及び広告旗に限る。）の除却に関する事。 作業用車両の管理に関する事。 道路パトロールに関する事。
--	--	---

別表第3 市長公室政策課の表を次のように改める。

政策財務部政策課

室	担当	分掌事務
地域振興室	地域振興担当	地域活動の振興事業に係る企画及び総合調整に関する事。 総合支所との総合調整に関する事。 地域審議会との連絡調整及び総括に関する事。 津地区地域審議会に関する事。 過疎地域等に係る対策に関する事。
広報室	広報担当	市政に係る広報に関する事。 広報活動の企画及び連絡調整に関する事。 広報紙の発行等に関する事。 報道機関に関する事。 映像及び音声による広報に関する事。 ホームページに関する事（情報機器に関する事を除く。）。 市の花、木及び鳥並びに市民歌に関する事。

別表第3 総務部総務課の表を次のように改める。

総務部総務課

室	担当	分掌事務
法務室	法務担当	例規の制定及び改廃に関する事。

		例規の審査に関すること。 重要な契約書、協定書等の審査に関すること。 訴訟事件又は訴訟事件となるおそれのある事件に対する指導助言に関すること。 法律顧問相談に関すること。 津市固定資産評価審査委員会に関すること。 行政手続に係る総括に関すること。 施策に係る法的側面からの支援に関すること。
--	--	--

別表第3 総務部総務課の表の次に次の表を加える。

市民部市民交流課

室	担当	分掌事務
国際・国内交流室	国際・国内交流担当	国際・国内交流に係る事業の企画及び調整に関すること。 姉妹都市及び友好都市に関すること。 都市間交流に関すること。
	多文化共生担当	多文化共生に関すること。 国際化への対応に関すること。

別表第3 市民部人権課の表男女共同参画室の部男女共同参画担当の項第3号中「女性のため」を「男性及び女性」に改め、同表の次に次の表を加える。

健康福祉部こども家庭課

室	担当	分掌事務
こども総合支援室	こども総合支援担当	児童福祉施設等（保育所及び津市療育センターを除く。）の設置、管理、運営等に関すること。 児童福祉法に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する相談及び調査指導に関すること。 次世代育成支援行動計画に関すること。 児童の総合的な発達相談に関すること。 家庭児童相談に関すること。 児童虐待の防止等に関すること。

		児童館に關すること。 チビッコ広場に關すること。 児童遊園に關すること。 その他子育て支援に關すること。
--	--	--

別表第3 健康福祉部保険年金課の表医療助成室の部福祉医療担当の項中「福祉医療担当」を「福祉医療費担当」に改め、同部老人医療費担当の項を次のように改める。

後期高齢者医療担当	後期高齢者医療の資格に係る申請書の受付等に関すること。 後期高齢者医療の給付に係る申請書の受付等に関すること。 後期高齢者医療保険料に係る申請書の受付、通知等に関すること。 後期高齢者医療被保険者証等の引渡し、返還等に関すること。 三重県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。 津市後期高齢者医療事業特別会計に関すること。 老人保健医療の給付に関すること。 津市老人保健事業特別会計に関すること。 その他後期高齢者医療及び老人保健医療に関すること。
-----------	--

別表第3 商工観光部商工労政課の表を削る。

別表第3 農林水産部農林水産課の表中「農林水産部農林水産課」を「農林水産部農林水産政策課」に改め、同表水産振興室の部及び林業振興室の部を次のように改める。

林業振興室	林業振興担当	林業振興施策の計画及び調整に関すること。 林業の振興に関すること。 林業関係団体の指導及び育成に関すること。 森林整備計画に関すること。 伐採届けに関すること。
-------	--------	---

		林地開発に関すること。 森林法に基づく火入れの許可に関すること。 林地防災及び治山事業に関すること。 市有林の維持管理に関すること。 地域材の振興に関すること。 林業等への鳥獣被害の防止に関すること。 造林・間伐事業に関すること。 林道事業に関すること。 林業施設に関すること。 林業の振興に係る施設に関すること。
水産振興室	水産振興担当	水産業振興施策の計画及び調整に関すること。 水産業及び水産加工業の振興に関すること。 水産物の流通改善に関すること。 水産関係団体に関すること。 漁港の整備及び維持管理に関すること。 養殖業及び栽培漁業の推進に関すること。 水産業の振興に係る施設に関すること。

別表第 3 建設部建設管理課の表を次のように改める。

建設部建設政策課

室	担当	分掌事務
事業調整室	事業調整担当	幹線道路の整備の促進に関すること。 幹線道路及び河川並びに海岸の整備に係る国、三重県等関係団体との調整等に関すること。 津松阪港（津港区）の港湾施設の整備に関すること。 港湾管理者等との港湾に係る調整等に関すること。

（津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第 2 条 津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 号ア中「保健事業」を「健康づくり」に改め、同号ウを削り、

同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 健康増進事業に関すること。

(津市消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第 3 条 津市消防本部の組織に関する規則 (平成 1 8 年津市規則第 2 1 7 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「担当副参事」の次に「、企画員」を加え、同条第 9 項を同条第 1 1 項とし、同条第 8 項を同条第 1 0 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

9 企画員は、本部内の業務の企画及び立案並びに本部所管業務に関連する本部内外との横断的な調整を行う。

第 9 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 企画員は、消防司令以上の階級にある者をもって充てる。

別表消防総務課の部企画広報担当の項中第 1 8 号を第 1 9 号とし、第 1 7 号の次に次の 1 号を加える。

消防防災指導センターに関すること。

附 則

1 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部 (室を含む。以下同じ。) 、課、室又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、課、室又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

市長公室	秘書課	秘書担当	政策財務部	秘書課	秘書担当
"	政策課	政策担当	"	政策課	政策担当
"	東京事務 所	渉外担当	"	東京事務 所	渉外担当
"	法務室	法務担当	総務部	法務室	法務担当
"	行政経営 課	行政経営担 当	"	行政経営 課	行政経営担 当
"	人事課	人事担当	"	人事課	人事政策担 当

〃	〃	研修担当	〃	〃	研修担当
〃	〃	給与厚生担当	〃	〃	給与厚生担当
〃	検査課	検査担当	政策財務部	検査課	検査担当
防災危機管理室		防災担当	防災危機管理室	防災危機管理課	災害対策担当
〃		危機管理担当	〃	〃	危機管理担当
総務部	総務課	総務議事担当	総務部	総務課	総務議事統計担当
〃	〃	文書管理担当	〃	〃	文書・公開担当
〃	〃	情報公開担当	〃	〃	〃
〃	〃	統計担当	〃	〃	総務議事統計担当
〃	地域振興室	地域振興担当	政策財務部	地域振興室	地域振興担当
〃	広報広聴課	広報担当	〃	広報室	広報担当
〃	〃	広聴担当	市民部	市民交流課	広聴相談担当
財務部	財政課	財務管理担当	政策財務部	財政課	財政担当
〃	〃	財政担当	〃	〃	〃
〃	契約財産課	物品契約担当	総務部	調達契約課	物品調達契約担当
〃	〃	工事契約担当	〃	〃	工事契約担当
〃	〃	財産管理担当	政策財務部	財産管理課	財産管理担当
〃	市民税課	税務管理担当	〃	市民税課	税政担当

"	"	諸税担当	"	"	諸税担当
"	"	市民税担当	"	"	市民税担当
"	資産税課	家屋担当	"	資産税課	家屋担当
"	"	土地担当	"	"	土地担当
"	収税課	整理担当	"	収税課	整理担当
"	"	徴収担当	"	"	徴収担当
"	"	滞納整理担当	"	"	滞納整理担当
市民部	市民交流課	生活相談担当	市民部	市民交流課	広聴相談担当
"	"	国際・国内交流担当	"	国際・国内交流室	国際・国内交流担当
健康福祉部	福祉管理課	企画管理担当	健康福祉部	福祉政策課	企画管理担当
"	"	地域福祉担当	"	"	地域福祉担当
"	こども家庭課	子育て支援担当	"	こども総合支援室	こども総合支援担当
"	高齢・障がい福祉課	高齢福祉担当	"	高齢福祉課	高齢福祉担当
"	"	障がい福祉担当	"	障がい福祉課	障がい福祉担当
"	医療助成室	老人医療費担当	"	医療助成室	後期高齢者医療担当
商工観光部	商工労政課	企画管理担当	商工観光部	産業政策振興課	企画管理担当
"	"	商工業振興担当	"	"	工業振興担当
"	中心市街地活性化室	中心市街地活性化担当	"	商業労政振興課	商業振興担当
"	"	駐車場担当	"	"	労政担当

"	企業立地課	企業立地担当	"	産業政策振興課	企業立地担当
農林水産部	農林水産課	企画管理担当	農林水産部	農林水産政策課	企画管理担当
"	"	農業振興担当	"	"	農業振興担当
"	農業基盤整備課	事業計画担当	"	農業基盤整備課	基盤整備計画担当
"	"	基盤整備担当	"	"	"
都市計画部	都市管理課	企画管理担当	都市計画部	都市計画課	企画管理担当
"	"	交通政策担当	"	交通政策課	交通政策担当
"	"	港湾・海上アクセス担当	"	"	海上アクセス担当
"	都市計画課	都市整備担当	"	都市整備課	都市整備担当
"	"	景観担当	"	都市計画課	景観・緑化推進担当
"	公園緑地課	公園担当	建設部	建設維持課	公園担当
"	"	緑化推進担当	都市計画部	都市計画課	景観・緑化推進担当
都市計画部	久居工事事務所	管理担当	建設部	津南工事事務所	管理担当
"	"	建設担当	"	"	建設維持担当
"	"	下水道担当	下水道部	下水道建設課	維持担当
建設部	建設管理課	企画管理担当	建設部	建設政策課	企画管理担当

〃	〃	調査担当	〃	〃	調査担当
〃	道路建設課	用地担当	〃	道路維持課	用地担当
〃	〃	道路担当	〃	〃	道路担当
〃	〃	街路担当	〃	〃	〃
〃	道路維持課	道路維持担当	〃	津北工事事務所	建設維持担当
〃	〃	水路維持担当	〃	〃	〃
〃	〃	補修担当	〃	〃	補修担当
下水道部	下水道管理課	経営管理担当	下水道部	下水道政策課	経営計画担当
〃	〃	下水道業務担当	〃	〃	業務担当
〃	〃	負担金・使用料担当	〃	〃	〃
〃	下水道施設課	維持担当	〃	下水道建設課	維持担当
〃	河川課	河川担当	建設部	建設維持課	河川担当
〃	〃	砂防・急傾斜地担当	〃	〃	〃

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 17 号

津市事務分掌規則等の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(津市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第 1 条 津市個人情報保護条例施行規則(平成 18 年津市規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「同条第 1 項第 3 号、」を削る。

(津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 2 条 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成 18 年津市規則第 27 号)の一部を次のように改正する。

附則別表の 7 級の項及び別表第 1 の 7 級の項中「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改める。

(津市公有財産規則の一部改正)

第 3 条 津市公有財産規則(平成 18 年津市規則第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

第 3 条中「同条第 1 項第 3 号、」を削る。

第 4 条中「契約財産課長又は」を「財産管理課長又は」に、「契約財産課長等」を「財産管理課長等」に改める。

第 5 条から第 10 条まで、第 14 条(見出しを含む。)及び第 16 条中「契約財産課長等」を「財産管理課長等」に改める。

第 24 条第 1 項中「契約財産課長等」を「財産管理課長等」に改め、同条第 2 項中「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

第 26 条中「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

第 28 条中「契約財産課長等」を「財産管理課長等」に改める。

(津市庁舎管理規則の一部改正)

第 4 条 津市庁舎管理規則(平成 18 年津市規則第 37 号)の一部を次のよう

に改正する。

第 5 条第 2 項中「同条第 1 項第 3 号、」を削る。

別表中「財務部長」を「政策財務部長」に、「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

（津市物品会計規則の一部改正）

第 5 条 津市物品会計規則（平成 18 年津市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「契約財産課長」を「調達契約課長」に改め、同条第 3 号中「同条第 1 項第 3 号、」を削り、「図書館図書事務長」を「津図書館図書事務長」に改める。

第 6 条第 2 項第 1 号中「契約財産課長」を「調達契約課長」に改め、同項第 2 号中「契約財産課財産管理担当」を「財産管理課財産管理担当」に、「契約財産課物品契約担当」を「調達契約課物品調達契約担当」に改め、同項第 3 号中「契約財産課物品契約担当」を「調達契約課物品調達契約担当」に改める。

第 8 条、第 12 条第 4 号並びに第 13 条第 1 項及び第 2 項中「契約財産課長」を「調達契約課長」に改める。

第 16 条第 2 項、第 17 条、第 25 条第 2 項並びに第 26 条第 1 項及び第 2 項中「契約財産課長」を「財産管理課長」に改める。

別表中「契約財産課長」を「調達契約課長」に、「教育委員会事務局生涯学習スポーツ課及び同事務局各事務所」を「スポーツ振興課及び各総合支所総務課」に改める。

第 1 号様式から第 2 号様式その 3 までを次のように改める。

第 1 号様式（第 1 1 条関係）

物品寄附申出書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申出者 氏 名

印

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名）

電 話

次のとおり物品の寄附を申し出ます。

物	品	名	規	格	数	量	備	考
寄 附 の 目 的								
寄 附 の 条 件								

物 品 寄 附 受 入 伺

--	--	--	--	--	--

合 議					
--------	--	--	--	--	--

上記の物品の寄附を受け入れたいと思います。

第 2 号様式その 1（第 1 2 条関係）

納品書

（あて先）津市長

年 月 日

（〒 ）
住 所
氏 名 印

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話

年 月 日発注の物品を次のとおり納入（修理）しました。

物	品	名	規格又は修理箇所	数量	単価	金額	
						円	
請求課				受渡場所			
物 品 出 納 表						検収報告	納入先 受領印
上記の物品を受け入れ 払い出します。			上記の物品を受け入れ 払い出してください。 （あて先）収入役 年 月 日				
物品出納員	物品分任出納員					物品区分	備 ・ 材 動 ・ 消

第2号様式その2（第12条、第13条関係）

[illegible]

第2号様式その3（第12条関係）

[illegible]

貸 与 内 訳

[illegible]

第４号様式から第１０号様式までを次のように改める。

第 4 号様式（第 1 6 条関係）

物品受入届 _____ 課										
（あて先）収入役 _____ 年 月 日 次の物品を受け入れてください。										
備品番号	物品名及び規格	数量	単価	取得金額 （消費税込み）	購入又は受 入年月日	購入又は受入先		備 考		
上記の物品を受け入れます。		物品出納員		物品取扱員		備品台帳処 理欄				

第 5 号様式 (第 1 7 条関係)

物品保管換届

--	--	--	--

次の物品を保管換えします。
年 月 日 (払出し)

		(受入れ)		
課		課		

品 名 ・ 規 格	備品番号	数 量	単 価	金 額	購 入 年 月 日	購 入 先	受 領 年 月 日	備品番号
					. .		. .	
					. .		. .	
					. .		. .	
					. .		. .	
					. .		. .	
保 管 換 え の 理 由								

払出課→受入課→財産管理課

第 6 号様式（第 1 8 条関係）

物品返納届

課

次の物品は { 1 使用する必要がないため 2 使用に耐えないため 3 修理する価値がないため }						返納します。			(あて先)収入役 <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						物品不用決定書 次のとおり物品を不用と決定し、次のとおり処分したいと思います。 年 月 日		
備品番号	物品名及び規格	数量	単価	価額	取得年月日	返納理由 の 番 号	処 分 の 方 法			処 理 事 項							
							売却	焼却等	活用								
							売却	焼却等	活用								
							売却	焼却等	活用								
							売却	焼却等	活用								
							売却	焼却等	活用								
							売却	焼却等	活用								
							売却	焼却等	活用								
							売却	焼却等	活用								
							売却	焼却等	活用								
在 庫	上記の物品を受け入れます。		備品台帳 処 理 欄			上記の物品は 処分決定の通知があるまで 当課で保管します。	備考										
	物品出納員	物品取扱員															

第7号様式（第19条関係）

決 裁									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

物品亡失（損傷）報告書

課
名

次の物品の事故について報告します。

年 月 日

使用（保管）
者 氏 名

⑩

事 故 物 品	物品名	規格		物品区分	備材動消
				備品番号	
	取得 年 月 日	数量	単価	価額	

事 故 の 要	発生の日時・場所	
	概 要	
課 長 の 意 見		

物品亡失（損傷）措置決定書

上記の物品の事故報告について、次のとおり措置したいと思います。

物品区分	措 置 事 項	処 理 欄		
備 品		備 品 台 帳 処 理		
車 両		台帳処理		合 議
		廃車手続		
被 服		再 交 付		合 議
		賠 償		
そ の 他				

第 8 号様式（第 2 3 条関係）

（あて先）津市長

合 議				
--------	--	--	--	--

物品借用願

--	--	--	--	--

区 分	摘 要					
使 用 目 的						
借 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
品 名			数量			
使 用 場 所						
借 用 条 件	貸 付 料 の 徴 収、減 免 等	借用した物品を損傷し、又は亡失した場合は、賠償いたします。				

上記のとおり物品の借用を願い出ます。

年 月 日

住 所 _____
願出人 氏 名 _____ 印

返 還 年 月 日	年 月 日	検 収	
-----------	-------	-----	--

第9号様式（第25条関係）

重要物品報告書

[illegible]

第10号様式(第26条関係)

備品現在高報告書（ 年度末）

--	--	--	--

次のとおり報告します。	課					
(あて先)財産管理課長	名					

[illegible]

第 17 号様式を次のように改める。

第17号様式(第30条関係)

占有動産受入（払出）書

課

[illegible]

(広報津発行規則の一部改正)

第 6 条 広報津発行規則 (平成 1 8 年津市規則第 4 8 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「広報広聴課長」を「広報室長」に、「総務部長」を「政策財務部長」に改める。

第 5 条第 1 項中「同条第 1 項第 3 号、」を削り、「広報広聴課長」を「広報室長」に改め、同条第 2 項中「広報広聴課長」を「広報室長」に改める。

第 7 条中「総務部広報広聴課」を「政策財務部広報室」に改める。

(津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則の一部改正)

第 7 条 津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則 (平成 1 8 年津市規則第 5 3 号) の一部を次のように改正する。

第 1 7 条中「市民部」を「スポーツ・文化振興室」に改める。

(津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 8 条 津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 1 8 年津市規則第 1 3 0 号) の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「商工労政課長」を「商業労政振興課長」に改める。

(津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 9 条 津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 1 8 年津市規則第 1 4 9 号) の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「美杉総合支所産業建設課長」を「美杉総合支所産業環境課長」に改める。

(津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 0 条 津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成 1 8 年津市規則第 1 5 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「美杉総合支所産業建設課長」を「美杉総合支所産業環境課長」に改める。

(津市都市公園条例施行規則の一部改正)

第 1 1 条 津市都市公園条例施行規則 (平成 1 8 年津市規則第 1 8 5 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「都市計画部公園緑地課」を「建設部建設維持課」に改める。

(津市河川管理規則の一部改正)

第 1 2 条 津市河川管理規則 (平成 1 8 年津市規則第 1 9 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「下水道部河川課」を「建設部建設維持課」に改める。

(津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第 1 3 条 津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則 (平成 1 8 年津市規則第 2 0 8 号) の一部を次のように改正する。

本則中「中心市街地活性化室長」を「商業労政振興課長」に改める。

(津市副市長事務分担規則の一部改正)

第 1 4 条 津市副市長事務分担規則 (平成 1 8 年津市規則第 2 4 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

1 人の副市長

ア 政策財務部に属する事務

イ 総務部に属する事務 (津市建設工事等入札参加資格審査委員会に係る事務を除く。)

ウ スポーツ・文化振興室に属する事務

エ 健康福祉部に属する事務

オ 商工観光部に属する事務

カ 農林水産部に属する事務

キ 短期大学に属する事務 (学長の権限に属する事務を除く。)

ク 教育委員会に属する事務 (教育委員会の権限に属する事務を除く。)

ケ 選挙管理委員会に属する事務 (選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。)

コ 農業委員会に属する事務 (農業委員会の権限に属する事務を除く。)

サ 固定資産評価審査委員会に属する事務 (固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。)

シ 監査委員に属する事務 (監査委員の権限に属する事務を除く。)

ス 議会に属する事務 (議会及び議長の権限に属する事務を除く。)

他の 1 人の副市長

ア 防災危機管理室に属する事務

イ 総務部に属する事務 (津市建設工事等入札参加資格審査委員会に係

る事務に限る。)

ウ 市民部に属する事務

エ 環境部に属する事務

オ 競艇事業部に属する事務

カ 都市計画部に属する事務

キ 建設部に属する事務

ク 下水道部に属する事務

ケ 会計管理室に属する事務(会計管理者の権限に属する事務を除く。)

コ 水道局に属する事務(水道事業管理者の権限に属する事務を除く。)

サ 消防部局に属する事務(消防長の権限に属する事務を除く。)

シ 公平委員会に属する事務(公平委員会の権限に属する事務を除く。)

第2条第2項第1号中「市長公室政策課」を「政策財務部政策課」に改め、同項第2号中「財務部財政課」を「政策財務部財政課」に改め、同項第4号中「商工観光部企業立地課」を「商工観光部産業政策振興課企業立地担当」に改める。

(津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年津市規則第258号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「安濃総合支所産業建設課長」を「安濃総合支所産業環境課長」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市美里文化センター内文化ホールに関する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 18 号

津市美里文化センター内文化ホールに関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市美里文化センターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 240 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づき、津市美里文化センター（以下「センター」という。）内文化ホールの管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 文化ホールの休館日は、12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用時間)

第 3 条 文化ホールを使用することができる時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定により文化ホールの使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の 6 月前の日から 10 日前までに文化ホール使用（使用変更）許可申請書（第 1 号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 文化ホールの使用許可を受けようとする者は、津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成 18 年津市規則第 57 号）第 4 条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

(使用許可)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、文化ホール使用（使用変更）許可書（第 2 号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

（使用許可の変更）

第 6 条 文化ホールの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第 7 条 使用者は、文化ホールの使用許可の取消しを受けようとするときは、文化ホール使用許可取消届（第 3 号様式）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（引続使用の制限）

第 8 条 文化ホールの施設及び設備器具は、5 日を超えて引き続き使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免申請）

第 9 条 条例第 8 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、文化ホール使用料減免申請書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第 10 条 条例第 9 条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるところによるものとする。

条例第 9 条第 1 号の規定に該当するときは、既納の使用料の全額を還付する。

条例第 9 条第 2 号の規定に該当するときは、既納の使用料の 5 割の額を還付する。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、文化ホール使用料還付申請書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

（入場の制限）

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

感染性の疾病のある者

他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者

その他管理上支障があると認められる者

（遵守事項）

第 12 条 使用者その他文化ホールを利用する者（以下「使用者等」という。）

は、次に掲げる事項を守らなければならない。

文化ホール内外の秩序を保つため、入場者の整理等に必要な人員を配置し、又はこれに対し協力すること。

入場人員は、収容定数を超えないこと。

許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

許可を受けた文化ホール及び設備器具以外のものを使用しないこと。

許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。

許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。

他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。

その他管理上必要な指示に従うこと。

（届出）

第 13 条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（職員の立入り）

第 14 条 市長は、文化ホールの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

（委任）

第 15 条 この規則に定めるもののほか、文化ホールの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成 20 年津市教育委員会規則第 5 号）第 9 条の規定による廃止前の津市美里文化センター内文化ホールに関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 20 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第 1 号様式（第 4 条、第 6 条関係）

文化ホール使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）
住 所
申請者 団体名
氏名（代表者）
電 話

次のとおり文化ホール を 使 用 したいので申請します。
使用変更

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
入 場 予 定 人 員	対象者
準 備 時 間	年 月 日（ 曜）午 前後 時から 午 前後 時まで
撤 去 時 間	年 月 日（ 曜）午 前後 時から 午 前後 時まで
使用責任者の住所及び氏名	
使用する設備器具 （使用する設備器具を○で囲んでください。）	グランドピアノ アップライトピアノ 金びょうぶ 映写機（移動式） ビデオプロジェクター カラオケセット
冷 房	要 不要 暖 房 要 不要
持 込 器 具 等	
入場料等の徴収	有（ 円） 無

次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	施 設 使 用 料	設 備 器 具 使 用 料	合 計
	円	円	円
許 可 条 件 等			

第2号様式（第5条 - 第7条関係）

（表）
文化ホール使用（使用変更）許可書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった文化ホールの 使用 使用変更 について、次の
とおり許可します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
入 場 予 定 人 員	対象者
準 備 時 間	年 月 日（ 曜）午 前後 時から 午 前後 時まで
撤 去 時 間	年 月 日（ 曜）午 前後 時から 午 前後 時まで
使用責任者の住所及び氏名	
使用する設備器具	グランドピアノ アップライトピアノ 金びょうぶ 映写機（移動式） ビデオプロジェクター カラオケセット
冷 房	要 不要 暖 房 要 不要
持 込 器 具 等	
入場料等の徴収	有（ 円） 無
許 可 条 件 等	

使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた文化ホール及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第3号様式（第7条関係）

文化ホール使用許可取消届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり文化ホールの使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日（ 曜 ）午 前後 年 月 日（ 曜 ）午 前後 時 分から 時 分まで
取消しに係る行事名	
取消しに係る設備器具 （取消しを受けようとする設備器具を ○で囲んでください。）	グランドピアノ アップライトピアノ 金びょうぶ 映写機（移動式） ビデオプロジェクター カラオケセット
使用許可年月日 及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	

第4号様式（第9条関係）

文化ホール使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり文化ホールの使用料の 減 額 を受けたいので申請します。
免 除

使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
使用 する 設 備 器 具 （使用する設備器具を ○で囲んでくださ い。）	グランドピアノ アップライトピアノ 金ぴょうぶ 映写機（移動式） ビデオプロジェクター カラオケセット
冷 房	要 不要 暖 房 要 不要
減 免 申 請 の 理 由	

次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差 引 使 用 料	備 考
円	%	円	円	

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

文化ホール使用料還付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり文化ホールの使用料の還付を受けたいので申請します。

還 付 の 対 象 と な る 使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から	
	年 月 日（ 曜 ）午 後 時 分まで	
還 付 対 象 設 備 器 具 （還付の対象となる 設備器具を○で囲 んでください。）	グランドピアノ アップライトピアノ 金びょうぶ 映写機（移動式） ビデオプロジェクター カラオケセット	
冷 房	要 不要	暖 房 要 不要
既 納 の 使 用 料	納 付 年 月 日	年 月 日
	納 付 金 額	円
還 付 申 請 の 理 由		

次の欄は、記入しないでください。

納 付 金 額	還 付 金 額	備 考
円	円	

津市白山総合文化センター内しらさぎホールに関する規則をここに公布する。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 1 9 号

津市白山総合文化センター内しらさぎホールに関する規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、津市白山総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 4 1 号。以下「条例」という。）第 1 5 条の規定に基づき、津市白山総合文化センター（以下「センター」という。）内しらさぎホール（以下「しらさぎホール」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休 館 日)

第 2 条 しらさぎホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

火曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）

1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 4 日までの日

(使 用 時 間)

第 3 条 しらさぎホールを使用することができる時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使 用 許 可 の 申 請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定によりしらさぎホールの使用許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内にしらさぎホール使用（使用変更）許可申請書（第 1 号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

ホール 使用しようとする日の属する月の 6 月前の月の初日から 2 0 日前まで

多目的室、研修室、和室、まちのギャラリー及び屋外ステージ 使用しようとする日の属する月の 6 月前の月の初日から前日まで

(使用許可)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、しらさぎホール使用 (使用変更) 許可書 (第 2 号様式。以下「許可書」という。) を交付するものとする。

(使用許可の変更)

第 6 条 しらさぎホールの使用許可を受けた者 (以下「使用者」という。) は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第 7 条 使用者は、しらさぎホールの使用許可の取消しを受けようとするときは、しらさぎホール使用許可取消届 (第 3 号様式) に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(引続使用の制限)

第 8 条 しらさぎホールの施設及び設備器具は、引き続き 6 日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免申請)

第 9 条 条例第 8 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、しらさぎホール使用料減免申請書 (第 4 号様式) を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第 10 条 条例第 9 条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるところによるものとする。

条例第 9 条第 1 号の規定に該当するときは、既納の使用料の全額を還付する。

条例第 9 条第 2 号の規定に該当するときは、使用しようとする日の 60 日前までは既納の使用料の 7 割の額を、40 日前までは既納の使用料の 5 割の額を、20 日前までは既納の使用料の 3 割の額を還付する。

条例第 9 条第 3 号の規定に該当するときは、使用しようとする日の 20 日前までは既納の使用料の 5 割の額を、前日までは既納の使用料の 3 割の額を還付する。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、しらさぎホール使用料還付申請書 (第 5 号様式) を市長に提出しなければならない。

(入場の制限)

第 1 1 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

感染性の疾病のある者

他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者

その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第 1 2 条 使用者その他センターを利用する者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

センター内外の秩序を保つため、入場者の整理等に必要な人員を配置し、又はこれに対し協力すること。

入場人員は、収容定数を超えないこと。

許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。

許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。

許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。

他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。

その他管理上必要な指示に従うこと。

(届出)

第 1 3 条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第 1 4 条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(職員)

第 1 5 条 センターに館長を置く。

2 センターに事務長その他必要な職員を置くことができる。

(職務権限)

第 1 6 条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

館長 上司の命を受けてしらさぎホールその他センターの事務を掌理し、

所属職員を指揮監督する。

事務長 上司の命を受けてしらさぎホールその他センターにおける庶務等に係る事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

その他の職員 上司の命を受けてしらさぎホールその他センターの事務を処理する。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、しらさぎホールの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成 20 年津市教育委員会規則第 5 号）第 9 条の規定による廃止前の津市白山総合文化センター内しらさぎホールに関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 21 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第 1 号様式（第 4 条、第 6 条関係）

しらさぎホール使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおりしらさぎホールを 使 用 したいので申請します。
使用変更

使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分まで			
行 事 名				
使 用 目 的				
入 場 予 定 人 員			対象者	
準 備 時 間	年 月 日（ 曜 ）午 前 時から 午 前 時まで			
撤 去 時 間	年 月 日（ 曜 ）午 前 時から 午 前 時まで			
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名				
使 用 す る 施 設 （使用する施設を○で 囲んでください。）	ホール 楽屋 1 楽屋 2 楽屋 3 楽屋 4 主催者控室 シャ ワー室 多目的室 研修室 1 研修室 2 研修室 3 和室 A 和室 B まちのギャラリー 屋外ステージ			
使用する設備器具 （該当するものを○ で囲んでくださ い。）	有（別紙のとおり） 無			
冷 房	要	不要	暖 房	要 不要
持 込 器 具 等				
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円 ） 無			

次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	施 設 使 用 料	設 備 器 具 使 用 料	合 計
	円	円	円
許 可 条 件 等			

第2号様式（第5条 - 第7条関係）

（表）

しらさぎホール使用（使用変更）許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 

年 月 日付けで申請のあったしらさぎホールの使用について、次の使用変更

とおり許可します。

使用日時	年 月 日（ 曜）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前 時 分まで			
行事名				
使用目的				
入場予定人員		対象者		
準備時間	年 月 日（ 曜）午 前 時から 午 前 時まで			
撤去時間	年 月 日（ 曜）午 前 時から 午 前 時まで			
使用責任者の住所及び氏名				
使用する施設	ホール 楽屋1 楽屋2 楽屋3 楽屋4 主催者控室 シャワー室 多目的室 研修室1 研修室2 研修室3 和室A 和室B まちのギャラリー 屋外ステージ			
使用する設備器具	有（別紙のとおり） 無			
冷房	要	不要	暖房	要 不要
持込器具等				
入場料等の徴収	有（ 円） 無			
許可条件等				

使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第3号様式（第7条関係）

しらさぎホール使用許可取消届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおりしらさぎホールの使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日（ 曜）午 ^前 後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 ^前 後 時 分まで
取消しに係る行事名	
取消しに係る施設 （取消しを受けようとする施設を○で囲んでください。）	ホール 楽屋1 楽屋2 楽屋3 楽屋4 主催者控室 シャ ワー室 多目的室 研修室1 研修室2 研修室3 和室A 和室B まちのギャラリー 屋外ステージ
取消しに係る設備器具 （該当するものを○で囲んでください。）	有（別紙のとおり） 無
使用許可年月日 及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	

第4号様式（第9条関係）

しらさぎホール使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおりしらさぎホールの使用料の 減 額 除 を受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 後 時 分まで			
行 事 名				
使 用 目 的				
使 用 す る 施 設 〔使用する施設を○で 囲んでください。〕	ホール 楽屋1 楽屋2 楽屋3 楽屋4 主催者控室 シャ ワー室 多目的室 研修室1 研修室2 研修室3 和室A 和室B まちのギャラリー 屋外ステージ			
使用する設備器具 〔該当するものを○ で囲んでくださ い。〕	有（別紙のとおり） 無			
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要	
減 免 申 請 の 理 由				

次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差 引 使 用 料	備 考
円	%	円	円	

第5号様式（第10条関係）

しらさぎホール使用料還付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおりしらさぎホールの使用料の還付を受けたいので申請します。

還 付 の 対 象 と な る 使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 後 時 分まで		
還 付 対 象 施 設 〔 還 付 の 対 象 と な る 施 設 を ○ で 囲 ん で く だ さ い 。 〕	ホール 楽屋1 楽屋2 楽屋3 楽屋4 主催者控室 シャ ワー室 多目的室 研修室1 研修室2 研修室3 和室A 和室B まちのギャラリー 屋外ステージ		
還 付 対 象 設 備 器 具 〔 該 当 す る も の を ○ で 囲 ん で く だ さ い 。 〕	有（別紙のとおり） 無		
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要
既 納 の 使 用 料	納 付 年 月 日	年 月 日	
	納 付 金 額	円	
還 付 申 請 の 理 由			

次の欄は、記入しないでください。

納 付 金 額	還 付 金 額	備 考
円	円	

津市文化振興条例施行規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 20 号

津市文化振興条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市文化振興条例（平成 18 年津市条例第 246 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第 2 条 条例第 13 条第 1 項に規定する表彰は、次に掲げるとおりとする。

津市文化賞を授与して行う表彰

津市文化奨励賞を授与して行う表彰

2 津市文化賞は、国際的又は国内的に文化に関する顕著な業績を挙げ、本市の文化振興に寄与したものに対して授与する。

3 津市文化奨励賞は、本市における文化の振興に寄与し、その業績が顕著で今後一層の活躍が期待されるものに対して授与する。

(表彰の決定)

第 3 条 表彰は、条例第 8 条第 1 項に規定する津市文化振興審議会に諮り、市長が決定する。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、表彰状を贈って行い、併せて金品を授与することができる。

(表彰の時期)

第 5 条 表彰は、毎年 11 月に行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に行うことができる。

2 被表彰者が表彰の時期に死亡したときは、追彰することができる。

(助成)

第 6 条 条例第 13 条第 2 項に規定する助成は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

芸術、学術及び市民文化に関する研究及び活動

市民文化の向上を図るための国内交流及び国際交流

文化的なまちづくりを推進するための研究及び活動
伝統的文化の保存、継承及び活用を図る研究及び活動
その他市長が特に認める研究及び活動

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

津市体育指導委員に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 21 号

津市体育指導委員に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、体育指導委員の職務その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 体育指導委員は、住民のスポーツの振興に関し、次の職務を行う。

住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。

住民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ること。

学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し、協力すること。

スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。

住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。

前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの振興のための指導及び助言を行うこと。

(定数)

第 3 条 体育指導委員の定数は、127 人以内とする。

(任期)

第 4 条 体育指導委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の体育指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 体育指導委員は、再任されることができる。

(服務)

第 5 条 体育指導委員は、相互に密接に連絡し、協力するものとする。

2 体育指導委員は、その職の信用を高め、常に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 2 2 号

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する
規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成 1 8 年津市規則
第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

津市市民活動センター内市民ワークステーション（会議室に限る。）

津リージョンプラザ内展示・会議施設（会議室に限る。）

津市橋南会館、津市新町会館、津市城山会館、津市津西会館、津市豊が
丘会館及び津市南が丘会館

津市アストプラザ内会議施設等（ギャラリーを除く。）

津市地域情報センター内 I T 研修室

津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等（多目的研修室
及び文化交流室に限る。）

津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室

津市美里文化センター内文化ホール

津市芸濃総合文化センター内アリーナ（シャワー室、トレーニング室、
役員室及び来賓室を除く。）

津市入江公園内テニスコート

津市芸濃テニスコート

津球場公園内野球場（午後 5 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分までの使用に
限る。）

津市北部運動広場（午後 5 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分までの使用に限
る。）

津市西部運動広場（午前 9 時から午後 5 時までの使用に限る。）

津市乙部公園内運動広場

津市久居グラウンド

津市芸濃グラウンド

津市芸濃武道場

津市久居スポーツ公園内ゲートボール場

津市庄司庵公園内ゲートボール場

(21) 津市久居中央スポーツ公園

第4条各号を次のように改める。

第2条第1号及び第5号に掲げる施設 使用しようとする日（以下「使用予定日」という。）の属する月の2月前の月の8日から当該使用予定日の7日前まで

第2条第2号に掲げる施設 使用予定日の属する月の10月前の月の8日から当該使用予定日の7日前まで

第2条第3号に掲げる施設

ア 一次予約期間 使用予定日の属する月の2月前の月の初日から15日まで

イ 二次予約期間 使用予定日の属する月の1月前の月の初日から当該使用予定日の14日前まで

第2条第4号に掲げる施設 使用予定日の属する月の3月前の日の翌日から当該使用予定日の7日前まで

第2条第6号に掲げる施設 使用予定日の属する月の3月前の日の7日後の日から当該使用予定日の7日前まで

第2条第7号に掲げる施設

ア 市民ホール 使用予定日の属する月の6月前の月の初日から当該使用予定日の10日前まで

イ 大研修室 使用予定日の属する月の6月前の月の初日から当該使用予定日の3日前まで

第2条第8号に掲げる施設 使用予定日の6月前の日から当該使用予定日の10日前まで

第2条第9号、第11号、第17号及び第18号に掲げる施設 使用予定日の属する月の6月前の月の初日から当該使用予定日の前日まで

第2条第10号、第14号、第15号、第19号、第20号及び第21号に掲げる施設 使用予定日の属する月の6月前の月の8日から当該使用予定日の7日前まで

第2条第12号及び第13号に掲げる施設 市長が別に定める期間

第2条第16号に掲げる施設

ア 一次予約期間 使用予定日の属する月の6月前の月の初日から7日まで

イ 二次予約期間 使用予定日の属する月の6月前の月の15日から当該使用予定日の7日前まで

附則に次の1項を加える。

- 3 平成20年3月31日までに津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成20年津市教育委員会規則第 号）第8条の規定による改正前の教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第33号）の規定によりなされた利用登録、予約の手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた利用登録、予約の手続その他の行為とみなす。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 23 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 250 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第 2 条 運動施設の休業日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。

2 前項に定める期間のほかに、津市民プールにあっては毎月の第 2 火曜日、津市香良洲プールにあっては火曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）を休業日とする。

(使用時間等)

第 3 条 運動施設を使用することができる時間及び使用することができる期間（以下「使用時間等」という。）は、別表のとおりとする。ただし、市長が運動施設の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定により運動施設の使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の属する月の 6 月前の月の初日から前日までの間に、運動施設使用（使用変更）許可申請書（第 1 号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、使用しようとする当日においても許可申請書を提出することができる。

2 次に掲げる施設の使用許可を受けようとする者は、津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成 18 年津市規則第 57 号）第 4 条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

津市芸濃総合文化センター内アリーナ（シャワー室、トレーニング室、役員室及び来賓室を除く。）

津市入江公園内テニスコート

津市芸濃テニスコート

津球場公園内野球場（午後５時３０分から午後９時３０分までの使用に限る。）

津市北部運動広場（午後５時３０分から午後９時３０分までの使用に限る。）

津市西部運動広場（午前９時から午後５時までの使用に限る。）

津市乙部公園内運動広場

津市久居グラウンド

津市芸濃グラウンド

津市芸濃武道場

津市久居スポーツ公園内ゲートボール場

津市庄司庵公園内ゲートボール場

３ 津市香良洲パターゴルフ場、津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設のトレーニング室、津市安濃中央総合公園内体育館トレーニングルーム及び津市一志体育館トレーニングルームを会員として使用するときは、パターゴルフ場等会員登録申込書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。

４ 一般公開日において運動施設を個人で使用するときは、第１項の規定にかかわらず、口頭により使用の許可を申請することができる。この場合において、当該申請は、前条に定める使用時間の終了１時間前までにしなければならない。

（使用許可）

第５条 市長は、前条第１項及び第２項の規定による申請により使用を許可したときは、運動施設使用（使用変更）許可書（第３号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

２ 市長は、前条第３項の規定による申込みにより会員登録をしたときは、会員使用券（第４号様式）を交付するものとする。

３ 市長は、前条第４項の規定により使用を許可したときは、個人使用券（第５号様式）を交付するものとする。

４ 前３項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際、常に許可書、会員使用券又は個人使用券を所持し、職員の要求が

あったときは、これを提示しなければならない。

（使用許可の変更）

第6条 前条第1項の規定により使用許可を受けた者は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第7条 第5条第1項の規定により使用許可を受けた者は、使用許可の取消しを受けようとするときは、運動施設使用許可取消届（第6号様式）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（引続使用の制限）

第8条 運動施設の施設及び設備器具は、引き続き5日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免申請）

第9条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、運動施設使用料減免申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第10条 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるところによるものとする。

条例第8条第1号の規定に該当するときは、既納の使用料の全額を還付する。

条例第8条第2号の規定に該当するときは、既納の使用料の5割の額を還付する。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、運動施設使用料還付申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（入場の制限）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

感染性の疾病のある者

酒気を帯びている者

他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者

その他管理上支障があると認められる者

(保護者等の同伴)

第 1 2 条 中学生以下の者が午後 5 時以降運動施設を使用する場合は、保護者又はこれに準ずる者(以下「保護者等」という。)が同伴しなければならない。

2 前項の場合において、保護者等 1 人につき同伴できる人数は、3 人以内とする。ただし、市長がこれによることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第 1 3 条 使用者その他運動施設を利用する者(以下「使用者等」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。

許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。

許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。

他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。

その他管理上必要な指示に従うこと。

2 使用者は、運動施設を専用して使用する場合には、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

入場人員は、収容定数を超えないこと。

運動施設内外の秩序を保つため、入場者の整理等に必要な人員を配置すること。

入場者に対し、前項に掲げる事項を守らせること。

(届出)

第 1 4 条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第 1 5 条 市長は、運動施設の管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(職員)

第 1 6 条 運動施設に館長又は場長を置く。

- 2 館長又は場長は、津市支所及び出張所設置条例（平成 18 年津市条例第 12 号）第 2 条に規定する総合支所の所管区域内にある運動施設（津市一志体育館を除く。）（以下「総合支所所管の運動施設」という。）にあっては各総合支所総務課長をもって充て、総合支所所管の運動施設以外の運動施設にあってはスポーツ・文化振興室スポーツ振興課長をもって充てる。
- 3 運動施設に事務長その他必要な職員を置くことができる。

（職務権限）

第 17 条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

館長又は場長 上司の命を受けて運動施設の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

事務長 上司の命を受けて運動施設における庶務等に係る事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

その他の職員 上司の命を受けて運動施設の事務を処理する。

（委任）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、運動施設の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成 20 年津市教育委員会規則第 5 号）第 9 条の規定による廃止前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 32 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第 3 条関係）

名称		使用時間等
体育館	津市体育館	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで
	津市久居体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
	津市河芸体育館	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで
	津市芸濃総合文化センター内アリーナ	午前 9 時から午後 1 0 時まで
	津市美里体育館	
	津市安濃中央総合公園内体育館	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで
	津市香良洲体育館	午前 8 時から午後 9 時 3 0 分まで
	津市一志体育館	午前 9 時から午後 1 0 時まで
	津市白山体育館	午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで
	津市白山家城体育館	1 午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時までの間において市長が定める時間とする。 2 当該体育館を使用できる期間は、1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日までの間において市長が定める期間とする。
	津市白山川口体育館	
	津市民プール	1 午前 9 時から午後 9 時（専用で使用するとき、及び屋外プールを個人で使用するときは、それぞれ午後 8 時及び午後 6 時 3 0 分）まで 2 屋外プールに係る使用期間については、7 月 1 日から 8 月 3 1 日までとする。
	津市久居中央スポーツ公園内プール	1 午前 9 時から午後 5 時まで 2 当該プールの使用期間は、6 月 1 日から 9 月 3 0 日までの間において市長が定める期間とする。
	津市河芸プール	1 午前 9 時から午後 5 時まで 2 当該プールの使用期間は、7 月 1 日

プール		から 8 月 3 1 日までの間において市長が定める期間とする。
	津市美里幼児プール	1 午前 1 0 時から午後 3 時まで 2 当該プールの使用期間は 7 月 1 日から 8 月 3 1 日までの間において市長が定める期間とする。
	津市香良洲プール	1 午前 1 0 時から午後 4 時まで 2 当該プールの使用期間は、 7 月 2 0 日から 8 月 3 1 日までの間において市長が定める期間とする。
	津市白山家城プール	1 午前 1 0 時から午後 3 時まで（専用で使用する場合に限る。） 2 当該プールの使用期間は、 7 月 2 0 日から 8 月 3 1 日までの間において市長が定める期間とする。
	津市白山ハツ山プール	
	津市白山川口プール	
テニスコート	津市古道公園内テニスコート	午前 9 時から午後 9 時（音響装置にあっては、午後 5 時）まで
	津市古河公園内テニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで
	津市入江公園内テニスコート	
	津市海浜公園内テニスコート	
	津市久居スポーツ公園内テニスコート	午前 9 時から午後 9 時まで
	津市庄司庵公園内テニスコート	
	津市河芸テニスコート	午前 6 時から午後 1 0 時まで
	津市芸濃テニスコート	
	津市美里テニスコート	午前 6 時から午後 1 0 時（ 1 1 月 1 日から翌年の 4 月 3 0 日までの期間にあっては、午後 5 時）まで

	津市安濃テニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで
	津市安濃中央総合公園内テニスコート	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで
	津市香良洲テニスコート	午前 8 時から午後 5 時まで
	津市一志テニスコート	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時まで
	津市白山テニスコート	午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで
	津市フットパーク美杉内テニスコート	午前 8 時から午後 5 時まで
野球場等	津球場公園内野球場	1 午前 5 時 3 0 分から午前 8 時 3 0 分まで、午前 9 時から午後 5 時まで及び午後 5 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで（以下「夜間」という。）
	津市北部運動広場	2 夜間の使用ができる期間は、4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの期間において、市長が定める期間とする。
	津市西部運動広場	午前 5 時 3 0 分から午前 8 時 3 0 分まで及び午前 9 時から午後 5 時まで
	津市乙部公園内運動広場	午前 9 時から午後 5 時まで
	津市南部緑地公園内運動広場	午前 5 時 3 0 分から午前 8 時 3 0 分まで及び午前 9 時から午後 5 時まで
	津市久居グラウンド	午前 9 時(6 月 1 日から 8 月 3 1 日までの期間にあっては、午前 7 時)から午後 9 時まで
	津市雲出川緑地内ソフトボール場	午前 9 時から午後 5 時まで
	津市雲出川緑地内野球場	
	津市河芸第 1 グラウンド	午前 6 時から午後 1 0 時まで
	津市河芸第 2 グラウンド	

	ド	
	津市芸濃グラウンド	
	津市美里グラウンド	午前 6 時から午後 1 0 時 (1 1 月 1 日から翌年の 4 月 3 0 日までの期間にあっては、午後 5 時) まで
	津市安濃中央総合公園 内野球場	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分 (1 1 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの期間にあっては、午後 5 時) まで
	津市安濃中央総合公園 内多目的グラウンド	午前 9 時から午後 5 時まで
	津市安濃グラウンド	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分 (1 1 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの期間にあっては、午後 5 時) まで
	津市香良洲グラウンド	午前 8 時から午後 9 時 3 0 分まで
	津市一志野球場	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時まで
	津市白山運動場	午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで
	津市白山家城運動場	午前 5 時から午後 1 0 時まで
	津市フットパーク美杉 内多目的グラウンド	午前 8 時から午後 5 時まで
サッカー 場	津市香良洲サッカー場	午前 8 時から午後 9 時 3 0 分まで
フットサ ルコート	津市安濃中央総合公園 内フットサルコート	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで
陸上競技 場	津市海浜公園内陸上競 技場	午前 9 時から午後 5 時まで
弓道場	津市久居弓道場	午前 9 時から午後 9 時まで
武道場	津市芸濃武道場	午前 9 時から午後 1 0 時まで
パターゴ ルフ場	津市香良洲パターゴル フ場	午前 9 時から午後 9 時 (1 1 月 1 日から翌年の 4 月 1 5 日までの期間にあっては、午後 4 時) まで
	津市久居スポーツ公園 内ゲートボール場	午前 9 時から午後 5 時まで

ゲートボール場	津市庄司庵公園内ゲートボール場	
	津市美里ゲートボール場	午前 6 時から午後 5 時まで
	津市安濃中央総合公園内ゲートボール場	午前 9 時から午後 5 時まで
	津市白山ゲートボール場	午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
	津市白山川口ゲートボール場	
	津市白山倭ゲートボール場	
	津市白山大三ゲートボール場	
	津市美杉ゲートボール場	

第 1 号様式（第 4 条、第 6 条関係）

運動施設使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり（名 称）を 使 用 したいので申請します。
使用変更

施 設 名										
使 用 日 時	年	月	日	（ 曜 ）	午 前	後	時	分	から	
	年	月	日	（ 曜 ）	午 前	後	時	分	まで	
大 会 名										
使 用 目 的										
入 場 予 定 人 員								対象者		
準 備 時 間	年	月	日	（ 曜 ）	午 前	後	時から	午 前	後	時まで
撤 去 時 間	年	月	日	（ 曜 ）	午 前	後	時から	午 前	後	時まで
使用責任者の住所 及 び 氏 名										
使 用 す る 施 設										
使用する設備器具										
使用する空調設備	冷房	要 不要			暖房	要 不要				
特 別 の 設 備										
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円 ） 無									

次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	施 設 使 用 料		設 備 器 具 使 用 料		合 計
	円		円		円
許 可 条 件 等					
施設・設備器具名	回 数	数 量	時 間	単 価	金 額

第2号様式（第4条関係）

パターゴルフ場等会員登録申込書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）
住 所
申込者 氏 名
電 話

次のとおり津市香良洲パターゴルフ場等の会員使用の登録を受けたいので申し込みます。

登録日 年 月 日			
会 員 の 種 類	1 一般会員 2 特別会員		
フリガナ		性別コード	
氏 名		男 1 女 2	
住 所			
生 年 月 日	年 月 日	自 宅 電 話	
勤 務 先		勤 務 先 電 話	
学 校 名		保 護 者 氏 名	

第3号様式（第5条 - 第7条関係）

運動施設使用（使用変更）許可書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった（名 称）の^{使用}_{使用変更}について、次のとおり許可します。

施 設 名					
使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 後	時 分	から	年 月 日（ 曜 ）午 前 後	時 分 まで
大 会 名					
使 用 目 的					
入 場 予 定 人 員			対 象 者		
準 備 時 間	年 月 日（ 曜 ）午 前 後	時 分	から	年 月 日（ 曜 ）午 前 後	時 分 まで
撤 去 時 間	年 月 日（ 曜 ）午 前 後	時 分	から	年 月 日（ 曜 ）午 前 後	時 分 まで
使用責任者の住所及び氏名					
使用する施設					
使用する設備器具					
使用する空調設備	冷房	要 不要	暖房	要 不要	
特 別 の 設 備					
入場料等の徴収	有（ 円 ） 無				
許可条件等					
施設・設備器具名	回 数	数 量	時 間	単 価	金 額

第4号様式（第5条関係）

会員使用券

（1） 会員使用券（一般会員用）

（表）

No 会員使用券 （一般会員用） 施設名（名称） 住所 氏名 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで _____円	No 施設名（名称） 会員使用券（一般会員用） （市章） 住 所 氏 名 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで ・本券の発行をもって領収に代えます。 _____円 津市
--	--

（裏）

	・使用に際しては、本券を常に所持してください。 ・許可された使用目的以外に使用しないでください。 ・退場の際は、係員に本券を提示してください。 津市
--	---

会員使用券

(2) 会員使用券(特別会員用)

(表)

No 会員使用券 (特別会員用) 施設名(名称) 住所 氏名 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで _____円	No 施設名(名称) 会員使用券(特別会員用) (市章) 住 所 氏 名 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで ・本券の発行をもって領収に代えます。 _____円 津市
--	---

(裏)

	・使用に際しては、本券を常に所持してください。 ・許可された使用目的以外に使用しないでください。 ・退場の際は、係員に本券を提示してください。 津市
--	---

第 5 号様式（第 5 条関係）

（ 1 ） 個人使用券

（ 表 ）

No	No
個人使用券	施設名（名称）
施設名（名称）	個人使用券（市内・市外）
年 月 日	年 月 日
年 月 日	（市章）
円	・本券の発行をもって領収に代えます。
	・本券は、1 人につき 1 枚、当日限り有効です。
	円
	津市

（ 裏 ）

	・使用に際しては、本券を常に所持してください。
	・許可された使用目的以外に使用しないでください。
	・退場の際は、係員に本券を提示してください。
	津市

(2) 個人超過使用券

(表)

No	No
個人使用券	施設名 (名称)
施設名 (名称)	個人超過使用券 (市内・市外)
年 月 日	年 月 日
年 月 日	(市章)
円	・ 本券の発行をもって領収に代えます。
	・ 本券は、 1 人につき 1 枚、当日限り有効です。
	円
	津市

(裏)

	・ 使用に際しては、本券を常に所持してください。
	・ 許可された使用目的以外に使用しないでください。
	・ 退場の際は、係員に本券を提示してください。
	津市

(3) 個人使用回数券

(表)

No	No
個人使用回数券	施設名 (名称)
施設名 (名称)	個人使用回数券 (市内・市外)
	(市章)
	有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
_____ 円	・ 本券の発行をもって領収に代えます。
	_____ 円
	津市

(裏)

	<table><tr><td>回</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>印</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>回</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>1 0</td><td>1 1</td><td>1 2</td></tr><tr><td>印</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	回	1	2	3	4	5	6	印							回	7	8	9	1 0	1 1	1 2	印						
回	1	2	3	4	5	6																							
印																													
回	7	8	9	1 0	1 1	1 2																							
印																													
	・ 使用に当たっては、入場の際係員に本券を提示し、押印をしてもらってください。																												
	・ 使用に際しては、本件を常に所持してください。																												
	津市																												

第6号様式（第7条関係）

運動施設使用許可取消届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり（名 称）の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで
取消しに係る大会名	
取消しに係る施設	
取消しに係る設備器具	
使用許可年月日 及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	

第7号様式（第9条関係）

運動施設使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり（名 称）の使用料の減額免除を受けたいので申請します

使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 前後 時 分まで			
大 会 名				
使 用 目 的				
使 用 す る 施 設				
使用する設備器具				
使用する空調設備	冷房	要 不要	暖房	要 不要
減 免 申 請 の 理 由				

次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差 引 使 用 料	備 考
円	%	円	円	

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

運動施設使用料還付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり（名 称）の使用料の還付を受けたいので申請します。

還 付 の 対 象 と な る 使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 後 時 分まで			
還 付 対 象 施 設				
還 付 対 象 設 備 器 具				
使用する空調設備	冷房	要 不要	暖房	要 不要
即 納 の 使 用 料	納 付 年 月 日		年 月 日	
	納 付 金 額		円	
還 付 申 請 の 理 由				

次の欄は、記入しないでください。

納 付 金 額	還 付 金 額	備 考
円	円	

津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 24 号

津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 251 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第 2 条 津市スポーツ公園の施設（以下「公園施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が公園施設の管理上特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

火曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

(使用時間)

第 3 条 公園施設を使用することができる時間は、午前 8 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が公園施設の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定により公園施設の使用許可を受けようとする者は、スポーツ公園施設使用（使用変更）許可申請書（第 1 号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 津市久居中央スポーツ公園の使用許可を受けようとする者は、津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成 18 年津市規則第 57 号）第 4 条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

(使用許可)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、スポーツ公園施設使用（使用変更）許可書（第 2 号様式。以下「許可書」という。）

を交付するものとする。

（使用許可の変更）

第6条 前条の規定により公園施設の使用許可を受けた者は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第7条 第5条の規定により公園施設の使用許可を受けた者は、使用許可の取消しを受けようとするときは、スポーツ公園施設使用許可取消届（第3号様式）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（使用料の減免申請）

第8条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、スポーツ公園施設使用料減免申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第9条 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるところによるものとする。

条例第8条第1号の規定に該当するときは、既納の使用料の全額を還付する。

条例第8条第2号の規定に該当するときは、既納の使用料の5割の額を還付する。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、スポーツ公園施設使用料還付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（行為の許可の申請）

第10条 条例第9条の規定により同条各号に掲げる行為について許可（以下「行為の許可」という。）を受けようとする者は、スポーツ公園内行為（許可事項変更）許可申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（行為の許可の変更）

第11条 前条の規定により行為の許可を受けた者は、行為の許可の内容を変更しようとするときは、スポーツ公園内行為（許可事項変更）許可申請書を市長に提出しなければならない。

（届出）

第12条 使用者、行為の許可を受けた者その他公園を利用しようとする者（以下「使用者等」という。）は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失した

ときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（職員の立入り）

第 13 条 市長は、公園の管理上必要があると認めるときは、使用中の公園施設に職員を立ち入らせることができる。

（委任）

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成 20 年津市教育委員会規則第 5 号）第 9 条の規定による廃止前の津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 34 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第 1 号様式（第 4 条、第 6 条関係）

スポーツ公園施設使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり津市スポーツ公園施設を^使_用したいので申請します。
_使^用変

使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 ^前 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 ^後 時 分まで		
行 事 名			
使 用 目 的			
入 場 予 定 人 員		対象者	
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名			
使 用 す る 施 設			

次の欄は、記入しないでください。

許 可 条 件 等	
-----------	--

第2号様式（第5条 - 第7条関係）

スポーツ公園施設使用（使用変更）許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあったスポーツ公園の^{使 用}_{使用変更}について、次のとおり許可します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 ^前 _後 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 ^前 _後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
入 場 予 定 人 員	対象者
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	
使 用 す る 施 設	

次の欄は、記入しないでください。

許 可 条 件 等	
-----------	--

第3号様式（第7条関係）

スポーツ公園施設使用許可取消届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり津市スポーツ公園施設の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
入 場 予 定 人 員	対象者
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	
使 用 す る 施 設	

第4号様式（第8条関係）

スポーツ公園施設使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり津市スポーツ公園施設の使用料の減額免除を受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 後 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 前 後 時 分まで		
行 事 名			
使 用 目 的			
入 場 予 定 人 員		対象者	
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名			
使 用 す る 施 設			
減 免 申 請 の 理 由			

次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差 引 使 用 料	備 考
円	%	円	円	

第 5 号様式（第 9 条関係）

スポーツ公園施設使用料還付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり津市スポーツ公園施設の使用料の還付を受けたいので申請します。

還 付 の 対 象 と な る 使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 ^前 後 ^後 年 月 日（ 曜 ）午 ^前 後 ^後			時 分 から 時 分 まで
還 付 対 象 施 設				
既 納 の 使 用 料	納 付 年 月 日	年 月 日		
	納 付 金 額	円		
還 付 申 請 の 理 由				

次の欄は、記入しないでください。

納 付 金 額	還 付 金 額	備 考
円	円	

第 6 号様式（第 1 0 条、第 1 1 条関係）

スポーツ公園内行為（許可事項変更）許可申請書

（あて先）津市長

（〒 ）
住 所
申請者 団体名
氏名（代表者）
電 話

スポーツ公園内において次の行為（許可事項変更）をしたいので申請します。

公 園 の 名 称			
行 為 の 目 的			
行 為 の 内 容 許可済行為の内容			
行 為 の 期 間	年 月 日から	許可年月日	年 月 日
	年 月 日まで		
行 為 の 位 置 面 積			
変 更 事 項			
変 更 事 由			
そ の 他 必 要 事 項			

上記申請に対し次のとおり許可します。

許 可 条 件	
---------	--

津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 25 号

津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 239 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき、津市芸濃総合文化センター（以下「センター」という。）内市民ホール及び大研修室（以下「市民ホール等」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 市民ホール等の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

火曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

(使用時間)

第 3 条 市民ホール等を使用することができる時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定により市民ホール等の使用許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に市民ホール・大研修室使用（使用変更）許可申請書（第 1 号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

市民ホール 使用しようとする日の属する月の 6 月前の月の初日から 10 日前まで

大研修室 使用しようとする日の属する月の 6 月前の月の初日から 3 日

前まで

- 2 市民ホール等の使用許可を受けようとする者は、津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）第4条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

（使用許可）

- 第5条 市長は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、市民ホール・大研修室使用（使用変更）許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

（使用許可の変更）

- 第6条 市民ホール等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

- 第7条 使用者は、市民ホール等の使用許可の取消しを受けようとするときは、市民ホール・大研修室使用許可取消届（第3号様式）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（引続使用の制限）

- 第8条 市民ホール等の施設及び設備器具は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間を超えて引き続き使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

市民ホール 6日

大研修室 20日

（使用料の減免申請）

- 第9条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、市民ホール・大研修室使用料減免申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

- 第10条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるところによるものとする。

条例第9条第1号の規定に該当するときは、既納の使用料の全額を還付する。

条例第9条第2号の規定に該当するときは、使用しようとする日の60

日前までは既納の使用料の 7 割の額を、40 日前までは既納の使用料の 5 割の額を、30 日前までは既納の使用料の 3 割の額を還付する。

条例第 9 条第 3 号の規定に該当するときは、使用しようとする日の 30 日前までは既納の使用料の 7 割の額を、20 日前までは既納の使用料の 5 割の額を、7 日前までは既納の使用料の 3 割の額を還付する。

- 2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、市民ホール・大研修室使用料還付申請書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

（入場の制限）

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

感染性の疾病のある者

他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者

その他管理上支障があると認められる者

（遵守事項）

第 12 条 使用者その他センターを利用する者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

センター内外の秩序を保つため、入場者の整理等に必要な人員を配置し、又はこれに対し協力すること。

入場人員は、収容定数を超えないこと。

許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。

許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。

許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。

他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。

その他管理上必要な指示に従うこと。

（届出）

第 13 条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（職員の立入り）

第 14 条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

（職員）

第 15 条 センターに館長を置く。

2 センターに事務長その他必要な職員を置くことができる。

（職務権限）

第 16 条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

館長 上司の命を受けて市民ホール等その他センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

事務長 上司の命を受けて市民ホール等その他センターにおける庶務等に係る事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

その他の職員 上司の命を受けて市民ホール等その他センターの事務を処理する。

（委任）

第 17 条 この規則に定めるもののほか、市民ホール等の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成 20 年津市教育委員会規則第 5 号）第 9 条の規定による廃止前の津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 19 号の）規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第 1 号様式（第 4 条、第 6 条関係）

市民ホール・大研修室使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり市民ホールを 使 用 したいので申請します。
大 研 修 室 を 使用変更

使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 前後 時 分まで			
行 事 名				
使 用 目 的				
入 場 予 定 人 員			対象者	
準 備 時 間	年 月 日（ 曜 ）午 前後 時から 午 前後 時まで			
撤 去 時 間	年 月 日（ 曜 ）午 前後 時から 午 前後 時まで			
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名				
使 用 す る 施 設 （使用する施設 を○で囲んで ください。）	市民ホール（舞台使用・多目的） リハーサル室 楽屋 1 楽屋 2 楽屋 3 ----- 大研修室（全室・3 分の 1 室・3 分の 2 室）			
使用する設備器具 （該当するもの を○で囲んで ください。）	有（別紙のとおり） 無			
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要	
持 込 器 具 等				
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円 ） 無			

次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	施 設 使 用 料	設 備 器 具 使 用 料	合 計
	円	円	円
許 可 条 件 等			

(表)

市民ホール・大研修室使用(使用変更)許可書

年 月 日

津市長 (氏 名) 印

年 月 日付けで申請のあった市民ホールの使用について、次の
大研修室の使用変更
とおり許可します。

使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分から 年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
入 場 予 定 人 員	
準 備 時 間	年 月 日 (曜) 午 前 後 時から 午 前 後 時まで
撤 去 時 間	年 月 日 (曜) 午 前 後 時から 午 前 後 時まで
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	
使 用 す る 施 設	市民ホール（舞台使用・多目的） リハーサル室 楽屋 1 楽屋 2 楽屋 3 ----- 大研修室（全室・3分の1室・3分の2室）
使用する設備器具	有（別紙のとおり） 無
冷 房	要 不要 暖 房 要 不要
持 込 器 具 等	
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円 ） 無
許 可 条 件 等	

使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた市民ホール等及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第3号様式（第7条関係）

市民ホール・大研修室使用許可取消届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり 市民ホール 大 研 修 室 の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け
出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 後 時 分まで
取消しに係る行事名	
取 消 し に 係 る 施 設 （取消しを受けよう とする施設を○で 囲んでください。）	市民ホール（舞台使用・多目的） リハーサル室 楽屋1 楽屋2 楽屋3 ----- 大研修室（全室・3分の1室・3分の2室）
取消しに係る設備器具 （該当するものを○ で囲んでくださ い。）	有（別紙のとおり） 無
使 用 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
取消しを受けようと す る 理 由	

第4号様式（第9条関係）

市民ホール・大研修室使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり 市民ホール 大 研 修 室 の使用料の 減 免 額 除 を受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 年 月 日（ 曜 ）午 後	時 分 時 分
行 事 名		
使 用 目 的		
使 用 す る 施 設 〔使用する施設を○で 囲んでください。〕	市民ホール（舞台使用・多目的） リハーサル室 楽屋1 楽屋2 楽屋3 ----- 大研修室（全室・3分の1室・3分の2室）	
使 用 す る 設 備 器 具 〔該当するものを○で 囲んでください。〕	有（別紙のとおり） 無	
冷 房	要 不要	暖 房 要 不要
減 免 申 請 の 理 由		

次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差 引 使 用 料	備 考
円	%	円	円	

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

市民ホール・大研修室使用料還付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり 市民ホール 大 研 修 室 の使用料の還付を受けたいので申請します。

還 付 の 対 象 と な る 使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜 ）午 後 時 分まで			
還 付 対 象 施 設 （ 還付の対象となる 施設を○で囲んで ください。）	市民ホール（舞台使用・多目的） リハーサル室 楽屋 1 楽屋 2 楽屋 3 ----- 大研修室（全室・3分の1室・3分の2室）			
還 付 対 象 設 備 器 具 （ 該当するものを○ で囲んでくださ い。）	有（別紙のとおり） 無			
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要	
既 納 の 使 用 料	納 付 年 月 日	年 月 日		
	納 付 金 額	円		
還 付 申 請 の 理 由				

次の欄は、記入しないでください。

納 付 金 額	還 付 金 額	備 考
円	円	

津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 26 号

津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則
第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を第 17 条とし、第 13 条の次に次の 3 条を加える。

（職員）

第 14 条 湖水荘に支配人を置く。

2 支配人には、芸濃総合支所産業環境課長の職にある者をもって充てる。

3 湖水荘に事務長その他必要な職員を置くことができる。

（職務権限）

第 15 条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 支配人 上司の命を受けて湖水荘の事務を掌理し、所属職員を指揮監督
する。

(2) 事務長 上司の命を受けて湖水荘における庶務等に係る事務を掌理し、
所属職員を指揮監督する。

(3) その他の職員 上司の命を受けて湖水荘の事務を処理する。

（支配人等の遵守事項）

第 16 条 支配人及びその他の職員は、防火及び保健衛生のため、特に次に掲
げる事項を遵守しなければならない。

(1) 常に整理整頓を行い、災害発生の防止に努めること。

(2) 防火設備、衛生設備その他安全の確保に必要な諸設備を保持しておくこ
と。

(3) 法令に基づいて行われる検査等は、必ず受けること。

(4) 環境衛生及び防火に関する監督官庁等からの指示事項は、厳守すること。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

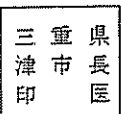
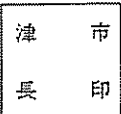
津市長 松 田 直 久

津市規則第 21 号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成 18 年津市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中「人事課人事担当」を「人事課人事政策担当」に、「久居総合支所福祉課保険年金担当」を「久居総合支所市民課介護・保険担当」に、「各総合支所（久居総合支所を除く。）市民福祉課保険年金担当」を「各総合支所（久居総合支所を除く。）市民福祉課福祉担当」に、「久居総合支所福祉課介護保険担当」を「久居総合支所市民課介護・保険担当」に、「久居総合支所市民課戸籍住民担当」を「久居総合支所市民課市民担当」に、「各総合支所（久居総合支所を除く。）市民福祉課戸籍住民担当」を「各総合支所（久居総合支所を除く。）市民福祉課市民担当」に改め、同表市役所印の項中「総務課文書管理担当」を「総務課文書・公開担当」に改め、同表市長印の項中「総務課文書管理担当」を「総務課文書・公開担当」に、「人事課人事担当」を「人事課人事政策担当」に、「久居総合支所市民課戸籍住民担当」を「久居総合支所市民課市民担当」に、「各総合支所（久居総合支所を除く。）市民福祉課戸籍住民担当」を「各総合支所（久居総合支所を除く。）市民福祉課市民担当」に、

	れい書	方 11（印影印刷の場合は、方 7～方 15）	医療受給者証の印影印刷用、老人保健特定疾病療養受療証及び老人保健標準負担額減額認定証	医療助成室福祉医療費担当の担当主幹又は担当副主幹	1
	れい書	方 5	医療受給者証の内容変更	医療助成室福祉医療費担当	1

及び「、

				の担当主 幹又は担 当副主幹	
--	--	--	--	----------------------	--

身体障害者受給者証及び知的障害者受給者証」を削り、「高齢・障がい福祉課障がい福祉担当」を「障がい福祉課障がい福祉担当」に、「１００」を「９４」に、「ポルタセンター管理担当」を「ポルタひさいふれあいセンターセンター管理担当」に改め、

三重県 津市 印開	れい書	方 21	津市土地開発 公社の委託業 務用	総務課文 書管理担 当の担当 主幹又は 担当副主 幹	1
-----------------	-----	------	------------------------	---	---

を削り、

同表市長職務代理者印の項中「総務課文書管理担当」を「総務課文書・公開担当」に、

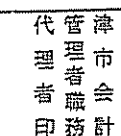
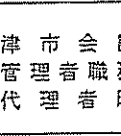
「」を「」に、「久居総合支所市民課戸籍住民担当」を「久居総合支所合支所市民課市民担当」に、「各総合支所（久居総合支所を除く。）市民福祉課戸籍住民担当」を「各総合支所（久居総合支所を除く。）市民福祉課市民担当」に改め、

津市長 職務代理 者印開	れい書	方 21	津市土地開発 公社の委託業 務用	総務課文 書管理担 当の担当 主幹又は 担当副主 幹	1
--------------------	-----	------	------------------------	---	---

を削り、

「１００」を「９４」に、「ポルタセンター管理担当」を「ポルタひさいふれあいセンターセンター管理担当」に改め、同表副市長印の項中「総務課文書管理担当」を「総務課文書・公開担当」に改め、同表収入役印の項及び収入役職

務代理者印の項を次のように改める。

会計管理 者印		てん書	方 21	会計管理室の 発行する金券 以外の事項	会計管理 室出納担 当の担当 主幹又は 担当副主 幹	1
		れい書	方 9（印 影印刷の 場合は、 方 5～方 13）	会計管理室の 発行する金券 以外の事項に 係る印影印刷 用	会計管理 室出納担 当の担当 主幹又は 担当副主 幹	1
		れい書	方 15	会計管理室の 発行する金券	会計管理 室出納担 当の担当 主幹又は 担当副主 幹	1
会計管理 者職務代 理者印		れい書	方 21	会計管理者職 務代理者の発 行する金券以 外の事項	会計管理 室出納担 当の担当 主幹又は 担当副主 幹	1
		れい書	方 15	会計管理者職 務代理者の発 行する金券	会計管理 室出納担 当の担当 主幹又は 担当副主 幹	1

別表社会福祉事務所長印の項中「福祉管理課企画管理担当」を「福祉政策課企画管理担当」に、「内、」を「うち、」に、「福祉管理課」を「福祉政策課」に、

津市社会福祉事務所長之印高	れい書	方 18	津市社会福祉事務所長の権限に関する事項のうち、高齢・障がい福祉課の課長専決事項（身体障害者手帳及び療育手帳の記載事項の変更を除く。）、印影印刷用及び電子公印用	高齢・障がい福祉課高齢福祉担当の担当主幹又は担当副主幹	1
---------------	-----	------	---	-----------------------------	---

を

津市社会福祉事務所長之印高	れい書	方 18	津市社会福祉事務所長の権限に関する事項のうち、高齢福祉課の課長専決事項、印影印刷用及び電子公印用	高齢福祉課高齢福祉担当の担当主幹又は担当副主幹	1
津市社会福祉事務所長之印障	れい書	方 18	津市社会福祉事務所長の権限に関する事項のうち、障がい福祉課の課長専決事項（身体障害者手帳及び療育手帳の記載事項の変更を除く。）、	障がい福祉課障がい福祉担当の担当主幹又は担当副主幹	1

に、

			印影印刷用及 び電子公印用	の担当主 幹又は担 当副主幹	
--	--	--	------------------	----------------------	--

「高齢・障がい福祉課障がい福祉担当」を「障がい福祉課障がい福祉担当」に改め、同表斎場管理者印の項中「9」を「3」に改め、同表勤労青少年ホーム館長印の項を削り、同表災害対策本部長印の項中「防災危機管理室防災担当」を「防災危機管理課災害対策担当」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 2 8 号

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 3 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 0 条」を「第 1 8 条」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（支給の報告）

第 3 条 所属長は、手当の額を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、統合型文書管理システムへの入力により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が指定する所属長は、特殊勤務手当実績報告書（別記様式）の提出をもって同項の規定による統合型文書管理システムへの入力に代えることができる。

第 4 条を削る。

別表条例第 6 条に規定する手当の項を削り、同表条例第 7 条に規定する手当の項中「第 7 条」を「第 6 条」に改め、同表条例第 8 条に規定する手当の項中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同表条例第 9 条に規定する手当の項中「第 9 条」を「第 8 条」に改め、同表条例第 1 0 条に規定する手当の項中「第 1 0 条」を「第 9 条」に改め、同表条例第 1 1 条に規定する手当の項中「第 1 1 条」を「第 1 0 条」に改め、同表条例第 1 2 条に規定する手当の項を次のように改める。

条例第11条に規定する手当	1 消防職員が消火活動に従事したとき。	1 回	250 円	運転業務に従事したときは、50円を加算する。 午後10時から翌日の午前5時までの間に業務に従事したときは、150円を加算する。
---------------	---------------------	-----	-------	--

2 消防職員が救急業務に従事したとき。	1 回	200 円	運転業務に従事したときは、50円を加算する。 救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する消防職員が同条第1項に規定する救急救命処置に係る事務に従事したときは、310円を加算する。 午後10時から翌日の午前5時までの間に業務に従事したときは、150円を加算する。 救急業務の実施に際して、死亡人（最初に診断した医師がその最初の診断において死亡したと診断した人に限る。）の処理に直接従事したときは、支給しない
	1 件	3,000 円	救急業務の実施に際して、死亡人（最初に診断した医師がその最初の診断において死亡したと診断した人に限る。）の処理に直接従事したと

				き。この場合において、運転業務に従事したときは、50円を加算する。
	3 消防職員が高所（地上10メートル以上）で消防業務に従事したとき。	1 回	350 円	運転業務に従事したときは、50円を加算する。 午後10時から翌日の午前5時までの間に業務に従事したときは、150円を加算する。

別表条例第13条に規定する手当の項中「第13条」を「第12条」に改め、同表条例第14条に規定する手当の項を削り、同表条例第15条に規定する手当の項中「第15条」を「第13条」に改め、同表条例第16条に規定する手当の項中「第16条」を「第14条」に改め、同表条例第17条に規定する手当の項中「第17条」を「第15条」に改め、同表条例第18条に規定する手当の項中「第18条」を「第16条」に、「リージョンプラザ、アストプラザ」を「アストプラザ、リージョンプラザ」に、「久居総合支所環境課」を「久居総合支所産業環境課」に改める。

第1号様式から第3号様式までを削る。

第4号様式中「第4条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 29 号

津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 18 年津市規則第 231 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「及び収入役」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

区分	部	班	分掌事務
1	防災総務室	本部総括班	(1) 本部の設置及び廃止に関すること。 (2) 災害対策連絡会議に関すること。 (3) 津市防災会議との連絡調整に関すること。 (4) 災害対策本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 (5) 避難勧告等の発令及び解除に関すること。 (6) 各部及び各支部との連絡調整に関すること。 (7) 現地災害対策本部の組織化に係る調整に関すること。 (8) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用要請に関すること。 (9) 自衛隊の派遣要請及び他の地方公共団体に対する応援要請並びにそれらの受入れに関すること。 (10) 他団体等との災害時応援協定等の実施に関すること。 (11) 本部の庶務に関すること。
		情報収集班	(1) 気象情報の把握に関すること。 (2) 三重県災害対策本部、三重県警察本部、自衛隊等との連絡調整に関すること。 (3) 防災行政無線の運用統制に関すること。 (4) 被災情報の収集及び伝達に係る総括に関すること。 (5) 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ及び記録に関すること。

			(6) 本部における情報通信機器等の確保及び設置に関すること。 (7) り災台帳の作成に関すること。 (8) 災害時におけるり災証明の発行に関すること。
		総務班	(1) 部員の配置その他人事に関すること。 (2) 部員の被災対策に関すること。 (3) 議会部への情報提供及び連絡調整に関すること。 (4) 各部及び各支部からの災害復旧活動の支援要請に係る庁内調整に関すること。 (5) 他の地方公共団体からの支援要請に係る庁内調整に関すること。 (6) 災害応急復旧対策に伴う物品調達の総括に関すること。
		政策財政班	(1) 災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書及び渉外に関すること。 (2) 国等への陳情及び情報の収集に関すること。 (3) 災害に係る予算の調製に関すること。 (4) 災害対応に係る車両の確保及び配車に関すること。 (5) 市有財産の災害状況の把握及び応急復旧対策の総括に関すること。 (6) 復興計画の指導調整に関すること。
2	政策財務部	広報班	(1) 報道機関及び住民等に対する情報の提供その他連絡に関すること。 (2) 災害に関する写真、映像等による記録に関すること。

			(3) 災害情報のホームページへの掲載に関すること。
		調査班	(1) 被災者の調査に関すること。 (2) 住家、非住家及び工作物の被害に係る調査及びその記録に関すること。 (3) し尿くみ取り券の交付に関すること。 (4) 災害に伴う市税等の減免に係る連絡調整に関すること。
3	市民部	市民班	(1) 避難所の開設及び管理運営に係る総括に関すること。 (2) 収容施設（応急仮設住宅を含む。以下同じ。）の設置計画、入居受付及び運営に関すること。 (3) 非常炊き出しに係る総括に関すること。 (4) 食糧の調達及び配給に関すること。 (5) 災害ボランティアセンターの設置及び総合調整に関すること。 (6) 外国人に関する連絡及び調整に関すること。 (7) 国際関係機関等に関する連絡及び調整に関すること。 (8) 遺体の収容、安置及び埋・火葬に関すること。 (9) 災害時の市民生活に係る相談に関すること。
4	環境部	清掃班	(1) 災害によるごみの撤去、収集、運搬及び処分その他清掃に関すること。 (2) 犬猫等の死骸処理に関すること。
		し尿処理班	(1) 被災地のし尿処理に関すること。 (2) 仮設トイレに関すること。

		環境保全班	(1) 災害に伴う環境保全対策に関する こと。 (2) 被災動物（ペット）の保護に関する こと。
5	健康福祉部	生活福祉班	(1) 災害見舞金等の支給に関すること。 (2) 義援金等の受入れ及び配分に関する こと。 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給 与又は貸与に関すること。 (4) 被災者の生活再建に係る支援に関する こと。 (5) 災害福祉ボランティアに関するこ と（他部に関するものを除く。）。 (6) 災害時要援護者の安否確認及び支 援に関すること。 (7) 福祉避難所の開設及び運営の総括 に関すること。
		医療衛生班	(1) 被災地の防疫活動の実施に関する こと。 (2) 医療及び助産に関すること。 (3) 医療機関との連絡調整に関するこ と。 (4) 救護班の編成並びに救護所の設置 及び運営に関すること。 (5) 応急仮設住宅入居者等の見守り活 動に関すること。 (6) アレルギー用救援物資の受入れ及 び配給に関すること。 (7) 避難所の衛生指導に関すること。 (8) 心のケア対策に関すること。 (9) 感染症発生予防及び発生時の対策 に関すること。

6	商工観光部	商工観光班	(1) 消費物資の確保及びあっせんに関すること。 (2) 救援物資等の受入れ及び配給に関すること。 (3) 商工業団体との連絡調整に関すること。 (4) 食糧の調達に係る市民部との連携に関すること。
7	農林水産部	農林水産班	(1) 農林水産関係施設の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。 (2) 農作物、家畜等の被害調査及び災害対策に関すること。 (3) たん水防除に関すること。 (4) ため池等の維持管理に関すること。 (5) 家畜伝染病の防疫に関すること。
8	競艇事業部	競艇事業班	競艇場来場者の避難対策に関すること。
9	建設部	建設班	(1) 道路、河川、海岸、橋梁等（以下「公共土木施設」という。）の巡視及び被害調査並びに災害応急復旧に関すること。 (2) 収容施設の建設及び整備に関すること。 (3) 災害発生に起因して、公共土木施設及びその周辺に生じた日常生活に著しく支障を及ぼす障害物の除去に関すること。 (4) 建物及び宅地の応急危険度判定に関すること。 (5) 交通対策及び交通関係機関との連

			絡調整に関すること。 (6) 公共交通施設等の被害状況の把握に関すること。
10	下水道部	下水道班	(1) 部所管の排水施設等の運転及び維持管理に関すること。 (2) 浸水防除に関すること。 (3) 下水道施設等の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。
11	水道部	水道班	(1) 水道施設等の被害調査並びに災害防御及び災害応急復旧に関すること。 (2) 津市水道指定事業者協同組合等に対する協力要請に関すること。 (3) 応急給水に関すること。 (4) 給水等に係る住民への広報に関すること。 (5) 水源の確保等に関すること。 (6) 浄水作業及び応急の給水に係る水質検査に関すること。 (7) 水道施設の被害状況の調査及び送配水の調整に関すること。
12	消防本部	消防班	(1) 消防団との連絡調整に関すること。 (2) 部内の気象通報の伝達及び記録に関すること。 (3) 災害情報等の通信連絡に関すること。 (4) 災害状況等の概況調査に関すること。 (5) 災害情報の受理及び関係職員等への出動指令に関すること。 (6) 消防無線に係る通信統制に関すること。

			(7) 消防関係要員に係る非常配備の発令及び招集に関する事。 (8) 人命救助その他警防活動に関する事。 (9) 傷病者の救護及び搬送に関する事。 (10) 浸水防除作業の援助に関する事。
13	短期大学部	短期大学班	学生避難対策に関する事。
14	議会部	議会班	(1) 災害に対する議会活動に関する事。 (2) 市議会議員との連絡調整に関する事。 (3) 政策財務部調査班の業務支援に関する事。
15	教育部	教育総務班	(1) 教育施設間の連絡調整に関する事。 (2) 教育に係る見舞金品等に関する事。 (3) 部所管の避難所の開設及び管理運営に係る調整に関する事。 (4) 教育施設を活用した非常炊き出しに関する事。
		教育班	(1) 児童及び生徒の避難並びに応急教育指導に関する事。 (2) 児童及び生徒の保健衛生に関する事。 (3) 被災児童及び生徒に対する学用品等の給与に関する事。
16	第1協力部	調査支援班	政策財務部調査班の業務支援に関する事。
17	第2協力部	避難支援班	(1) 部所管の避難所の開設及び管理に関する事。

			(2) 市民部市民班の業務支援に関する こと。
18	第3協力部	農林水産支 援班	農林水産部農林水産班の業務支援に 関すること。
区分	支部	所管地域	分掌事務
19	久居支部	久居地域	(1) 管轄地域に係る災害対策の総合調 整及び推進に関すること。 (2) 現地災害対策本部の設置及び廃止 に関すること。 (3) 各部及び各支部並びに管轄地域内 の関係機関等への支援要請その他連 絡調整に関すること。 (4) 工事事務所への支援要請に関する こと。 (5) 管轄地域内の被災状況等の調査と その対応に関すること。 (6) 管轄地域内における被災者の調査 に関すること。 (7) 管轄地域内におけるり災証明の発 行に関すること。 (8) 管轄地域内におけるし尿くみ取り 券の交付に関すること。 (9) 管轄地域内の避難所の開設及び管 理運営に関すること。 (10) 管轄地域内の収容施設の入居受付 に関すること。 (11) 管轄地域内における炊き出し等 による食糧の配給に関すること。 (12) 管轄地域内における遺体の収容、 安置及び埋・火葬に関すること。 (13) 管轄地域内における犬猫等の死骸 処理に係る相談に関すること。
20	河芸支部	河芸地域	
21	芸濃支部	芸濃地域	
22	美里支部	美里地域	
23	安濃支部	安濃地域	
24	香良洲支部	香良洲地域	
25	一志支部	一志地域	
26	白山支部	白山地域	
27	美杉支部	美杉地域	

		(14) 管轄地域内における災害時要援護者に係る安否確認等に関する事。 (15) 管轄地域内における救援物資等の受入れ及び配給に関する事。 (16) 各支部所管における排水施設等の運転及び維持管理に関する事。
28	各部及び各支部に共通する分掌事務	(1) 被災情報の収集及び伝達に関する事。 (2) 各部及び各支部の災害復旧活動への支援に関する事。 (3) 災害に関する状況の取りまとめ及び報告に関する事。 (4) 所管する施設の災害状況の把握及び応急復旧対策に関する事。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。